平成 23 年度 老人保健事業推進費等補助金
（老人保健健康増進等事業）

特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業

報告書

平成 23 年 12 月

新宿区福祉部

目　次

はじめに …… 1

第１章　　調査研究事業の概要 …… 2

１　調査研究の目的 …… 2
２　調査研究の内容 …… 2
(1)　入所待機者実態分析検討会の設置 …… 2
(2)　入所待機者アンケート …… 2
(3)　特別養護老人ホームへのアンケートおよびヒアリング …… 2
(4)　「特別養護老人ホーム入所申込み管理システム」の情報分析 …… 3
(5)　実態分析および入所待機者支援 …… 3

第２章　　特別養護老人ホームの入所者・待機者の現状 …… 4

１　特別養護老人ホーム利用者数の推移 …… 4
２　特別養護老人ホーム待機者数の推移 …… 5
３　優先入所システムによる特別養護老人ホームの入所調整 …… 6
(1)　経　緯 …… 6
(2)　内　容 …… 6
４　特別養護老人ホームの基盤整備 …… 8
(1)　整備状況 …… 8
(2)　基盤整備にかかる費用 …… 10
(3)　給付実績・介護報酬 …… 10

第３章　　調査・分析結果 …… 13

１　入所待機者のアンケート調査結果《入所申込者の状況》 …… 13
(1)　調査概要 …… 13
(2)　集計結果 …… 15
２　特別養護老人ホームへのアンケートおよびヒアリング結果《入所者の状況》 …… 42
(1)　調査概要 …… 42
(2)　アンケート集計結果 …… 43
(3)　施設ヒアリング結果 …… 52
３　特別養護老人ホーム入所申込者情報の分析結果《待機者の状況》 …… 58
(1)　分析方法 …… 58
(2)　入所申込みの状況 …… 58
(3)　入所者の状況 …… 60
(4)　待機者の状況 …… 64

⑸　申込みの継続をしなかった方々の状況 ……67

第４章　まとめ ……70

１　入所の実態について ……70
⑴　「優先入所調整システム」開始後からの申込み者数と入所者数 ……70
⑵　入所に関しての事前連絡 ……70
⑶　入所に至らなかった理由 ……71
⑷　入所時の要介護度 ……73
⑸　入所時の入所調整の点数 ……73
⑹　入所までの待機期間 ……73
２　待機者の実態について ……75
⑴　入所申込み決定者の属性 ……75
⑵　入所予定者の待機場所 ……75
⑶　待機者の要介護度 ……76
⑷　待機者の入所調整の点数 ……76
⑸　待機者の希望する特別養護老人ホーム ……76
３　真に入所が必要な人について ……77
⑴　主観的優先度 ……77
⑵　客観的優先度 ……77
⑶　クロス集計結果 ……79
⑷　重度者（要介護４、５）に設定した場合 ……81
⑸　真に入所が必要な人 ……83
４　優先入所システムについて ……84
⑴　必要性についての評価 ……84
⑵　認知度 ……84
⑶　課題 ……84
５　待機者分析のまとめ ……86
⑴　入所の実態 ……86
⑵　待機者の実態 ……87

第５章　待機者への支援 ……89

１　申込者・待機者の不安を解消する適切な相談・支援の強化 ……89
⑴　入所申込み受付時の相談機能の強化 ……89
⑵　優先入所システムの運用改善 ……90
⑶　区民の不安や誤解の解消 ……91
２　介護が必要になっても安心して自宅での生活が継続できるための支援 ……91
⑴　地域包括ケアの推進 ……91

⑵　在宅サービスの充実 ……92
３　特別養護老人ホームの整備のあり方 ……93
⑴　待機者数の推移を踏まえて ……93
⑵　在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして ……93
⑶　特別養護老人ホームのあり方をめぐる今後の議論として ……93

資　料　編 ……95

１　入所指針・利用申込書・基準 ……97
２　入所待機者のアンケート調査票 ……102
３　特別養護老人ホームのアンケート調査票 ……112
４　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会設置要綱 ……117
５　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会委員名簿 ……119
６　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会議事内容 ……120

はじめに

新宿区の特別養護老人ホームの待機者は、新規施設の開設のたびに増えつつも、ここ数年は待機者数が約１，２００人台で推移しています。一方で、待機者の「数」が課題にされ「特養は何年も前から申し込んでおかないと入れない」などといった情報が区民の間に広がっています。

新宿区が、３年毎に実施している高齢者保健福祉施策調査では、毎回、介護が必要になっても在宅での生活を希望する在宅継続意向が多くあり、昨年実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」においては、一般高齢者は約７割、在宅サービス利用者は約８割の方が、介護が必要になっても在宅での生活を希望しています。

このように、多くの区民が在宅生活を希望しているにもかかわらず、将来への不安から特別養護老人ホームへの入所申込みをし、待機者が減少しないという現状があります。

本調査研究は、こうした現状を踏まえ、学識経験者、区内特別養護老人ホーム施設長・入所相談員、ケアマネジャー等の構成による実態分析検討会を設置し、「入所待機者アンケート」、「特別養護老人ホームへのアンケートおよびヒアリング」、そして区の「特別養護老人ホーム入所申込み管理システムの情報分析」という３つの角度から待機者の実態分析を行い、延べ９回にわたる議論を重ねてきました。

この議論の中から、在宅生活が困難になった「真に入所が必要な人」を仮定し、新宿区が実施している優先入所システムによる入所調整によって「真に入所が必要な人」の入所実態がどうなっているのかを分析しました。

また、このような分析結果に基づき、将来への不安を払拭し、多くの区民が望む「安心して在宅生活を継続できる」ための待機者への支援策を検討しました。

本調査研究が、在宅生活を希望しているにもかかわらず、「特別養護老人ホームにはすぐに入れない」という不安から入所申込みを行うという現状を変え、介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続するための一助となれば幸いです。

平成２３年１２月

新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会

第1章 調査研究事業の概要

１　調査研究の目的

新宿区における特別養護老人ホーム（介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設）入所待機者の入所申込み動機、心身の状況、介護状況、待機場所等の実態分析を行い、適切な施設整備計画の策定および在宅生活の継続を支援する地域包括ケアを推進するための基礎資料とすることを目的としています。

２　調査研究の内容

⑴ 入所待機者実態分析検討会の設置

学識経験者、特別養護老人ホーム施設長、特別養護老人ホーム相談員、介護支援専門員、高齢者総合相談センター管理者、区職員で構成する検討会を設置し、調査項目の検討や調査結果の分析と課題を整理

【検討会の実施概要　120 ページ参照】

⑵ 入所待機者アンケート

入所待機者の介護老人福祉施設利用申込書（99 ページ参照）の申請者あてにアンケート調査票を送付し、入所申込み動機、心身の状況、介護状況、待機場所等の実態を調査

【調査概要　13 ページ参照】

⑶ 特別養護老人ホームへのアンケートおよびヒアリング

区が入所調整を行っている特別養護老人ホームの施設長・入所相談担当者へのアンケートおよび区内の特別養護老人ホームの入所担当者への聞き取り調査を実施し、過去１年間の入所者の入所理由、待機期間、入所に際しての問題点、受け入れる施設側の課題等を把握

【調査概要　42 ページ参照】

⑷ 「特別養護老人ホーム入所申込み管理システム」の情報分析

すでに入所した人も含め、区で把握している入所申込み者５，０２４人（累計）の情報を分析（要介護度別、待機期間、入所調整の点数など）

【分析概要　58 ページ参照】

⑸ 実態分析および入所待機者支援

上記の調査に基づき、（１）の検討会において入所待機者および入所の実態を分析し、入所待機者への支援策を検討

第2章 特別養護老人ホームの入所者・待機者の現状

１　特別養護老人ホーム利用者数の推移

特別養護老人ホームの利用者は、平成１３年３月の７８４人が平成２３年９月には１，０４４人となり、約１．３倍の増加となっています。

この間、区内では新たな特別養護老人ホームが４か所開設し、合わせて２９０人分が整備されました。上記の利用者数の増は、これら新規施設の定員増分とほぼ対応した数となっており、区外の特別養護老人ホームの利用は横ばいとなっていることが伺えます。

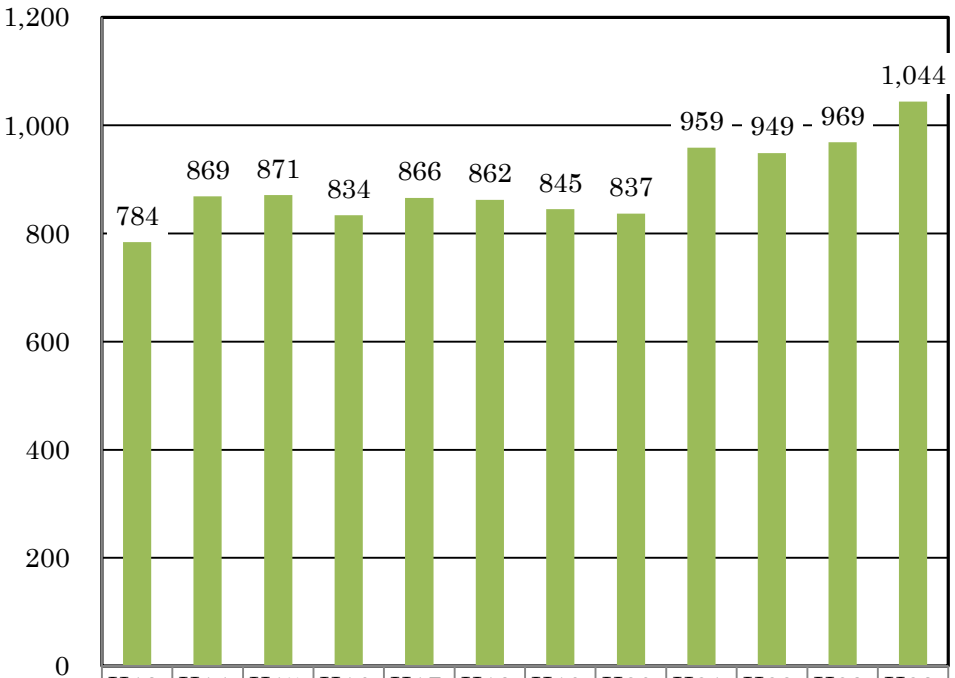

	H13.3月	H14.3月	H15.3月	H16.3月	H17.3月	H18.3月	H19.3月	H20.3月	H21.3月	H22.3月	H23.3月	H23.9月
■特養利用者数	784	869	871	834	866	862	845	837	959	949	969	1,044

※ 特養利用者数は、介護保険事業状況報告の情報をもとにしている。

2　特別養護老人ホーム待機者数の推移

平成 23 年 5 月末日現在、新宿区内には 1,264 人の方が「入所待機者」として特別養護老人ホームの利用申請をしています。この数は、特別養護老人ホームが新設される時期に合わせて増加するという傾向を示しています。

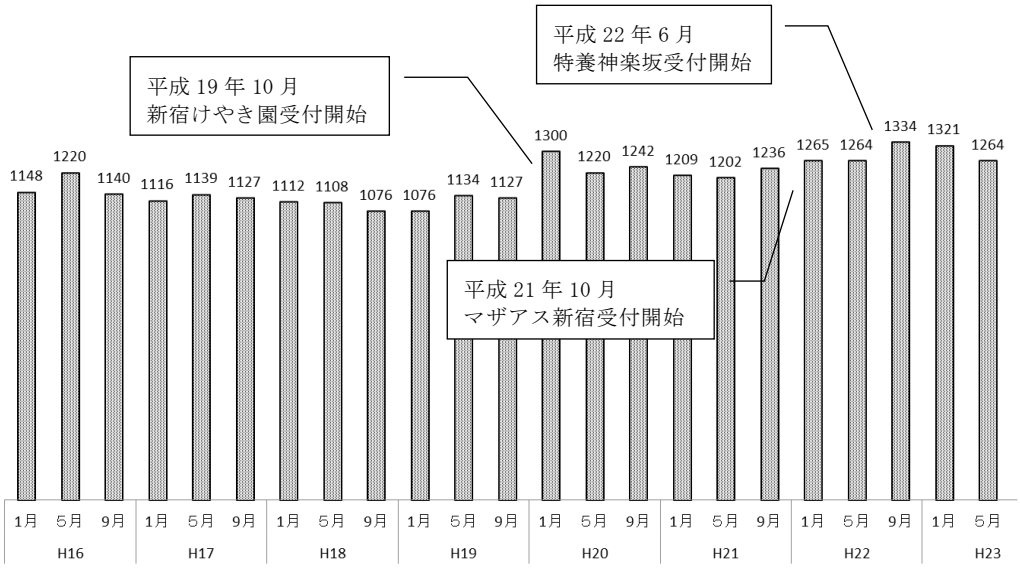

【参考】新宿区の第１号被保険者数（65 歳以上）及び要介護・要支援者数の推移

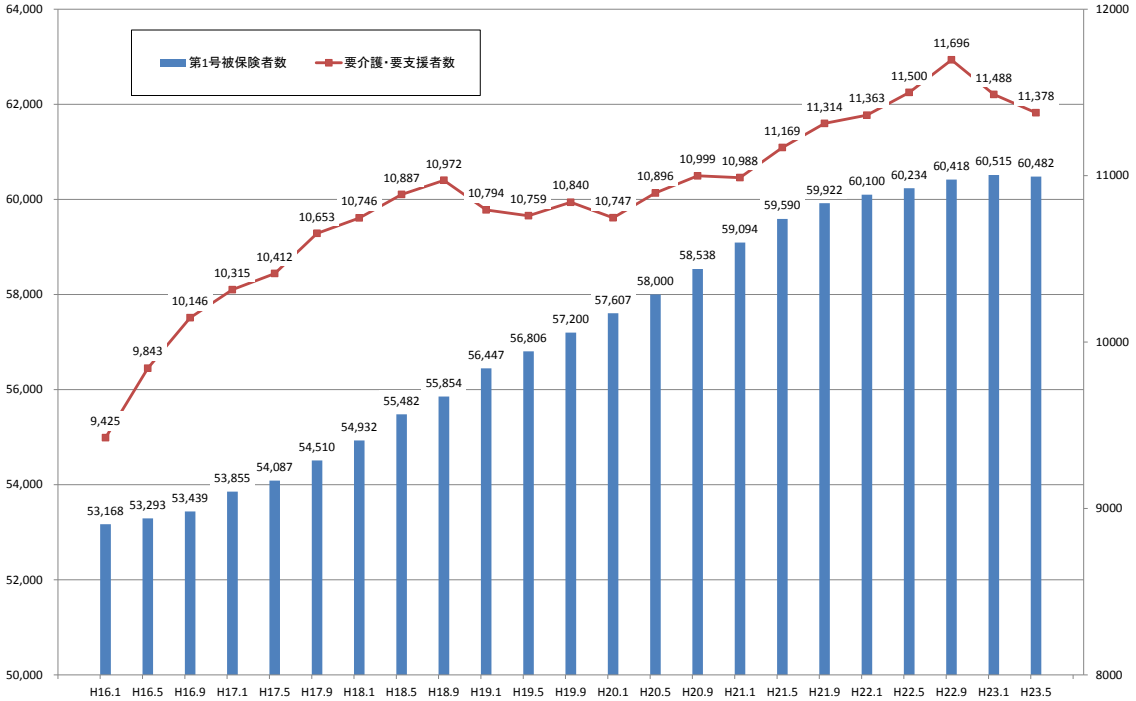

３　優先入所システムによる特別養護老人ホームの入所調整

⑴　経　緯

①　平成１２年４月に介護保険法が施行される以前は、特別養護老人ホームへの入所は、老人福祉法に基づき行政による措置によって行われていました。

②　介護保険制度の導入当初は、区内特別養護老人ホーム・建設助成を行い協定を結んだ区外特別養護老人ホーム（以下「区内・区外ホーム」）について、申込順に入所を決めていました。

③　平成１４年８月に「指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準」の一部改正により、必要性の高い人の優先的な入所に努めるよう義務づけられ、この運用にあたり、同年同月に厚生労働省より「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」の通知が技術的助言として発出されました。

④　東京都ではこれを受けて、平成１５年２月に「特別養護老人ホーム入所指針ガイドライン検討員会報告書」をまとめ、広域的、調整的見地から地域の入所指針に共通して盛り込んでほしい内容等を発表しました。

⑤　新宿区ではこれらを踏まえ、新宿区優先入所システム協議会で、より区の実情にあった入所指針（97 ページ参照）を作成し、区内・区外ホームについて、平成１５年１０月の入所から現在の優先入所システムによる入所調整を開始しました。この優先入所システムによる特別養護老人ホームへの入所が開始されてからの待機者数は、概ね１，２００人前後で推移しています。

⑵　内　容

①　優先入所システムは、特別養護老人ホームへ入所の必要度の高い人から入所できるようにすることを目的としたしくみです。

②　入所の必要度を判断する基準（101 ページ参照）に基づき、区に申込みのあった入所希望者ご本人の要介護度を基本にして、年齢、認知症の状況、介護者の状況、在宅サービスの利用状況等をポイント化して積み上げ、５月末・９月末・１月末の年３回、４か月おきに施設毎・男女別に優先順位を付けています。

③　上記で積み上げられた合計点（最高 95 点）に基づき、優先順位をつけた後、区は申込者へ優先順位通知を送り、区内・区外ホームには優先順名簿と上位者の申込書の写を送付しています。

④　区内・区外ホームは、原則として名簿の上位から順に入所候補者を選び、入所決定委員会等により入所者を決定しています。

⑤　申込みは随時、区及び各高齢者総合相談センターで受付けており、申込者は、希望施設を区内・区外ホームの中から３か所まで選ぶことができます。申込の有効期間は１年間で、申込者は必要に応じて再申込ができます。

４　特別養護老人ホームの基盤整備

（1）　整備状況

区では、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットとして特別養護老人ホームの整備を進めています。

①　区内の特別養護老人ホームについては、介護保険制度が導入される以前の昭和６０年５月に原町ホーム（定員５０人）が開設してから、平成 23 年２月に開設した特別養護老人ホーム神楽坂（定員８１人）までに、施設数７か所、定員４８０人の整備状況となっています。

②　介護保険制度が導入される以前に、建設費用の補助を行い入所に関する協定を締結している区外の特別養護老人ホームの施設数は２３か所、定員５０２人となっています。

③　区が優先入所システムによる入所調整の対象としているのは、上記の区内と区外を合わせた９８２人分ということになります。このほか、区外や都外の施設では、利用者が直接、施設に申込みをして入所している場合があります。

特別養護老人ホーム基盤整備状況

区内の特別養護老人ホーム（小規模特別養護老人ホーム含む）

	施設名	住所	定員数	事業開始年月日
1	原町ホーム	原町３－８	50	S60.5.1
2	特別養護老人ホーム　あかね苑	北山伏町２－１２	60	H2.4.1
3	北新宿特別養護老人ホーム	北新宿３－２７－６	80	H7.1.24
4	特別養護老人ホーム　聖母ホーム	中落合２－５－２１	80	H13.9.1
5	特別養護老人ホーム　新宿けやき園	百人町４－５－１	100	H20.6.1
6	小規模特別養護老人ホーム　マザアス新宿	新宿７－３－３１	29	H22.5.1
7	特別養護老人ホーム　神楽坂	矢来町１０４	81	H23.2.1
	定員数計・・・①		480	

入所に関する協定を締結している区外の特別養護老人ホーム

	施設名	住所	定員数	事業開始年月日
1	ニューフジホーム	昭島市中神町１２６０	20	S56.8.1
2	みやま大樹の苑	八王子市美山町１４６３	40	S63.4.1
3	サルビア荘	町田市図師町２９８７	10	H3.3.20
4	藤寿苑	八王子市明神町４－１８－１２	25	H3.4.15
5	あゆみえん	青梅市成木２－４４	12	H3.4.20
6	フェローホームズ	立川市富士見町２－３６－４３	20	H4.4.24
7	聖明園富士見荘	青梅市黒沢１－７２２	25	H4.8.1
8	不老の郷	西多摩郡瑞穂町二本木字和田１３１９	30	H5.10.1
9	シルバーコート丹三郎	西多摩郡奥多摩町丹三郎５６－１	30	H7.4.1
10	マザアス東久留米	東久留米市氷川台２－５－７	30	H7.5.1
11	絹の道	八王子市鑓水９４	20	H7.12.1
12	清雅苑	清瀬市中里５－９１－２	20	H8.4.1
13	栄光の杜	西多摩郡日の出町平井字谷戸３０５２	10	H8.4.1
14	ヨコタホーム	福生市福生２３００－４	20	H8.4.1
15	愛生苑	多摩市和田１５４７	20	H9.4.1
16	ひらお苑	稲城市平尾２－４９－２０	30	H9.4.1
17	ハトホーム	東村山市富士見町２－７－５	25	H9.4.1
18	砂川園	立川市上砂町５－７６－４	20	H9.4.1
19	草花苑	あきる野市草花１９８０	30	H9.4.11
20	第二カントリーピラ青梅	青梅市長淵１－９３９－１	10	H10.4.1
21	もくせいの苑	昭島市松原町２－９－２	20	H10.4.6
22	清快園	西多摩郡日の出町平井３０６２	5	H11.4.1
23	たちばなの園　白糸台	府中市白糸台６－２－１７	30	H11.4.2
	定員数計・・・②		502	
	総定員数計・・・①+②		982	

⑵　基盤整備にかかる費用

特別養護老人ホームの整備に要する費用については、一床あたり約１，２００万円～約１，５００万円の建築費用が掛かっており、この整備費用に対して、一床あたり 700 万円～945 万円の補助金が交付されています。

	定員	特養ホーム	ショートステイ	建物全体の施設整備費	特養・ショート部分（一床あたり）	補助額（一床あたり）
特別養護老人ホーム　新宿けやき園	110人	100人	10人	1,887,381,535	1,385,874,158 (12,598,856)	801,657,000 (7,287,791)
小規模特別養護老人ホーム　マザアス新宿	32人	29人	3人	666,650,000	386,142,094 (12,066,940)	224,000,000 (7,000,000)
特別養護老人ホーム　神楽坂	90人	81人	9人	1,606,440,970	1,336,920,439 (14,854,672)	850,500,000 (9,450,000)

⑶　給付実績・介護報酬

①　介護保険で支払われる介護報酬の一人あたりの給付実績（月額）は、特別養護老人ホームが約 25 万６千円、居宅サービスが要介護５で約２１万９千円となっています。

②　特別養護老人ホーム入所者には、食費と居住費について、過重な負担とならないように、負担能力に応じて減額される制度があります。区は、その減額分を補てんするため、上記の給付とは別に、特定入所者介護サービス費を施設に給付していますが、この給付額は年間約３億１千万円となっています。

③　特別養護老人ホームの介護報酬単位（月）と、居宅サービスの１か月の支給限度額単位を比べると、要介護１、２については、特別養護老人ホームの報酬の方が、高い単位数となっています。

【特別養護老人ホームの給付実績】

ⅰ　給付実績（平成２２年度）

【介護報酬給付額】

給付額（年額）※1		人数（年）		一人あたり給付額（月額）
2,948,664,222	÷	11,521	≒	255,938

※１：給付額（年額）は、加算も含んだ実績である。

【特定入所者介護サービス費】

	人数　※2	支給額（年額）
食費	759 人	251,422,890
居住費	759 人	58,263,530
	計	309,686,420

※2：平成２２年度末の負担限度額認定証発行者数である。

ⅱ　介護報酬

要介護状態区分	【多床室】		【ユニット型個室】	
	報酬単価	給付額（月額）※3	報酬単価	給付額（月額）※3
要介護１	651 単位/日 (19,530 単位/月)	187,722 円	669 単位/日 (20,070 単位/月)	192,912 円
要介護２	722 単位/日 (21,660 単位/月)	208,195 円	740 単位/日 (22,200 単位/月)	213,386 円
要介護３	792 単位/日 (23,760 単位/月)	228,381 円	810 単位/日 (24,300 単位/月)	233,571 円
要介護４	863 単位/日 (25,890 単位/月)	248,854 円	881 単位/日 (26,430 単位/月)	254,045 円
要介護５	933 単位/日 (27,990 単位/月)	269,039 円	941 単位/日 (28,230 単位/月)	271,346 円

※3：給付額（月額）は、１単位あたり 10.68 円及び 30 日を掛けた額の９割として計算している。

【居宅サービスの給付実績（平成２２年度・月平均）】

要介護状態区分	１か月の支給限度額 ※4	月平均利用額（利用割合）	月平均給付額 ※5
要支援１	49,700 円（4,970 単位）	26,712 円（53.7%）	24,040 円
要支援２	104,000 円（10,400 単位）	43,564 円（41.9%）	39,207 円
要介護１	165,800 円（16,580 単位）	85,583 円（51.6%）	77,024 円
要介護２	194,800 円（19,480 単位）	113,036 円（58.0%）	101,732 円
要介護３	267,500 円（26,750 単位）	164,802 円（61.6%）	148,321 円
要介護４	306,000 円（30,600 単位）	202,273 円（66.1%）	182,045 円
要介護５	358,300 円（35,830 単位）	242,821 円（67.8%）	218,538 円

※4：支給限度額は、１単位あたり 10 円で計算している。

※5：月平均給付額は、月平均利用額の９割として計算している。

第3章　調査・分析結果

1　入所待機者のアンケート調査結果《入所申込者の状況》

(1)　調査概要

①　調査対象

区の優先入所システムによる特別養護老人ホームへの入所申込者

入所申込みの申請者内訳とアンケート調査票発送件数

申請者の区分	申請者数	引き抜き数（死亡等）	アンケート発送数
一般（本人以外）	1,060	33	1,027
一般（本人）	88	1	87
区職員（生活福祉課、保護担当課など）	107	0	107
事業所（ケアマネジャーなど）	20	0	20
計	1,275	34	1,241

②　調査方法

ⅰ　郵送による悉皆調査

ⅱ　平成 23 年 7 月 20 日（水）発送、平成２３年８月 12 日（金）締切

③　調査内容

ⅰ　調査回答者の属性（入所予定者から見た続柄）

ⅱ　本人（入所予定者）の属性（性別、年齢）

ⅲ　本人（入所予定者）の心身の状況（要支援・要介護度、日常生活自立度、医療措置、認知症の状況）

ⅳ　入所申込み状況（最初の申込み時からの期間、申込み施設数、入所希望場所、申込み理由、申込み決定者、特養以外の申込み施設、特養からの入所の連絡の有無と辞退、現在の入所意思）

ⅴ　特養入所優先順位に関する事項（要介護度と優先順位についての考え、入所優先順位の認知度、入所優先順位に対する考え）

vi　暮らしや住まい（介護保険料の段階、生活場所（自宅または施設入所））
vii　在宅生活継続の可能性（同居者、医師の診察の受診状況、介護保険サービスの利用状況、主たる介護者とその状況）

④　回収状況

発送部数	1,241
回収部数（回収率）	820　（66.1%）
集計除外 ※	20
有効回収部数（有効回収率）	800　（64.5%）

※　集計から除外した 20 件の主な理由は、「特別養護老人ホームに入所した」、「申込みを取り下げた」、「死亡した」となっています。

⑵　集計結果

①　項目により有効回答数が異なるため，各項目のグラフに有効回答数を記載しています。
②　割合（%）の合計は端数の四捨五入により 100%にならないことがあります。
③　複数回答の設問については、無回答者を算出してグラフに示しています。

問１　このアンケートを記入してくださっている方はどなたですか。
ご本人（入所予定者）からみた続柄でお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

続柄		人数	割合
1	ご本人（入所予定者）	20	2.5%
2	配偶者（夫または妻）	112	14.0%
3	子供	358	44.8%
4	子供の配偶者	49	6.1%
5	介護支援専門員（ケアマネジャー）	19	2.4%
6	その他	203	25.4%
7	無回答	39	4.9%
合計		800	100.0%

「６．その他」は、兄弟等の親族、区職員（生活福祉課、保護担当課）などとなっています。

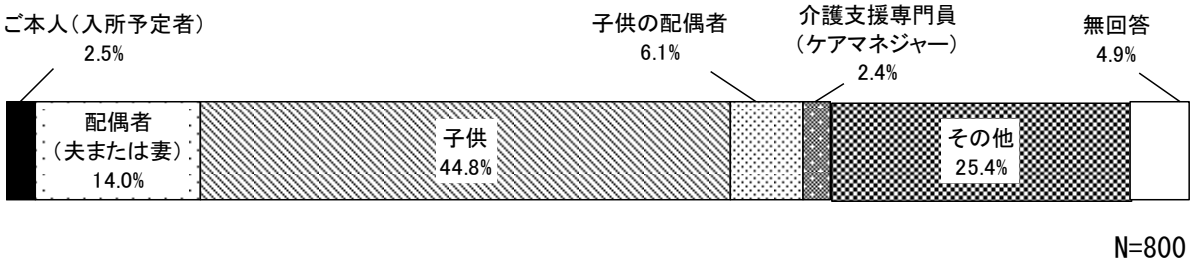

N=800

問２　ご本人（入所予定者）の性別をお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

性別		人数	割合
1	男性	222	27.8%
2	女性	539	67.4%
3	無回答	39	4.9%
合計		800	100.0%

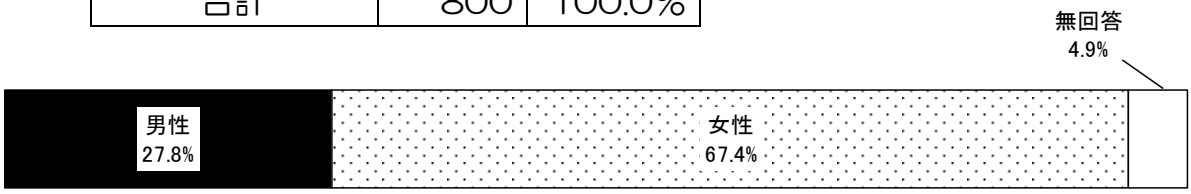

N=800

問３　ご本人（入所予定者）の平成 23 年７月１日現在の年齢をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

年齢		人数	割合
1	64 歳以下	15	1.9%
2	65～69 歳	37	4.6%
3	70～74 歳	50	6.3%
4	75～79 歳	113	14.1%
5	80～84 歳	176	22.0%
6	85～89 歳	188	23.5%
7	90 歳以上	187	23.4%
8	無回答	34	4.3%
合計		800	100.0%

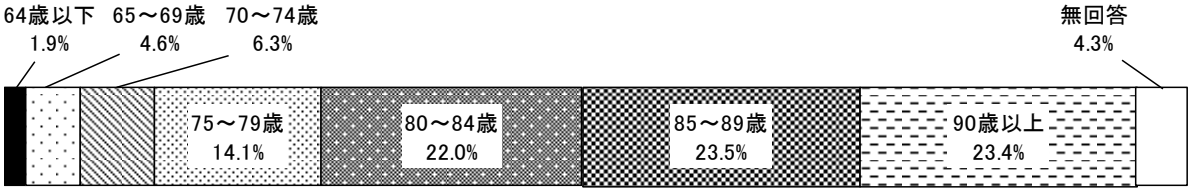

N=800

問４　ご本人（入所予定者）の現在の要介護認定の状況についてお答えください。（あてはまる番号１つに○）

要介護状態区分		人数	割合
1	要介護１	55	6.9%
2	要介護２	143	17.9%
3	要介護３	195	24.4%
4	要介護４	209	26.1%
5	要介護５	173	21.6%
6	要支援１または２	5	0.6%
7	その他	4	0.5%
8	無回答	16	2.0%
合計		800	100.0%

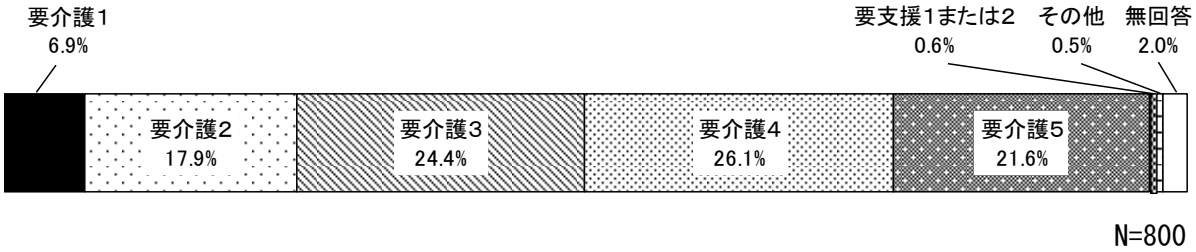

問５　ご本人（入所予定者）の日常生活における活動状況は次のどれにあたりますか。現在の状況に最も近いものをお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

活動状況		人数	割合
1	日常生活はほぼ自分ででき、一人で外出できる	31	3.9%
2	家の中での生活はおおむね自分でできているが、介助なしには外出できない	155	19.4%
3	家の中での生活は何らかの介助が必要で、日中も布団・ベッドで生活していることが多いが、座ることができる	356	44.5%
4	一日中横になって過ごし、日常生活について介助が必要である	221	27.6%
5	無回答	37	4.6%
合計		800	100.0%

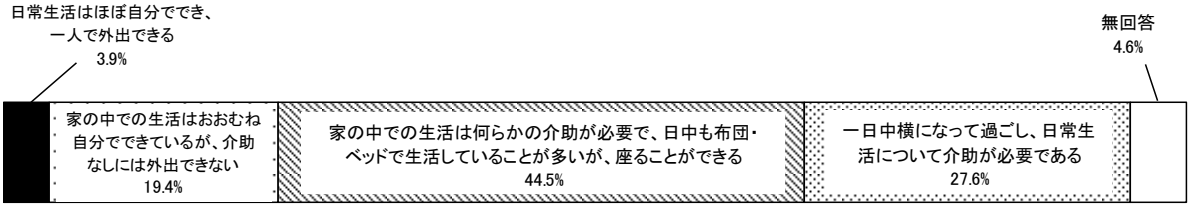

N=800

問６　ご本人（入所予定者）は、次のような医療処置を日常的に受けていますか。（あてはまる番号すべてに○）

医療処置		人数	割合
1	特に医療処置は受けていない	393	49.1%
2	経管栄養（胃ろう）	55	6.9%
3	経管栄養（胃ろう以外）	17	2.1%
4	気管切開	5	0.6%
5	酸素療法	11	1.4%
6	インスリン注射	16	2.0%
7	たんの吸引	41	5.1%
8	留置カテーテル	44	5.5%
9	ストーマ	7	0.9%
10	人工透析	2	0.3%
11	床ずれの処置	93	11.6%
12	その他	31	3.9%
13	無回答	194	24.3%

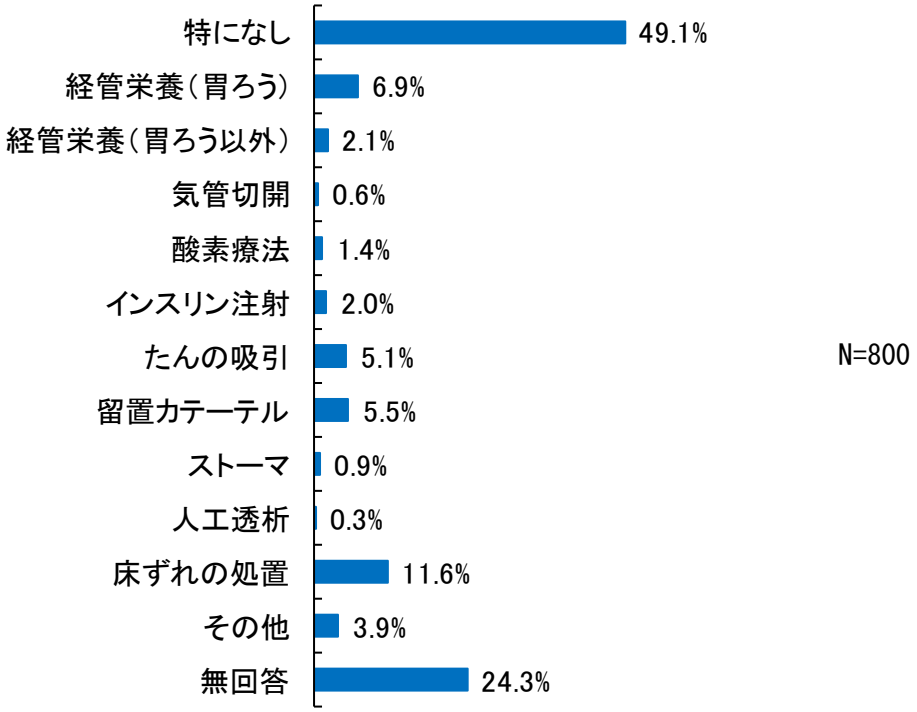

問７　ご本人（入所予定者）は、認知症の症状がありますか。
（あてはまる番号１つに○）

認知症の症状		人数	割合
1	ある	593	74.1%
2	ない	181	22.6%
3	無回答	26	3.3%
合計		800	100.0%

N=800

【問７で「**１．ある**」に○をつけた方におうかがいします】
問 7-1　症状はどの程度ですか。現在の状況に最も近いものをお答えください。（あてはまる番号１つに○）

症状の程度		人数	割合
1	何らかの症状はあるが、日常生活はほぼ自分でできる	48	8.1%
2	日常生活に多少差し障りがあるが、誰かが注意していれば自分で行動できる	97	16.4%
3	日常生活に差し障りがあり、時々介護を必要とする	135	22.8%
4	日常生活に大きな差し障りがあり、常に介護を必要とする	245	41.3%
5	非常に症状が重く、病院に入院するなどして治療を受ける必要がある	48	8.1%
6	無回答	20	3.4%
合計		593	100.0%

N=593

問 7-2　ご本人（入所予定者）は、医師から認知症と診断されたことがありますか。（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

認知症の診断		人数	割合
1	ある	496	83.6%
2	ない	81	13.7%
3	無回答	16	2.7%
合計		593	100.0%

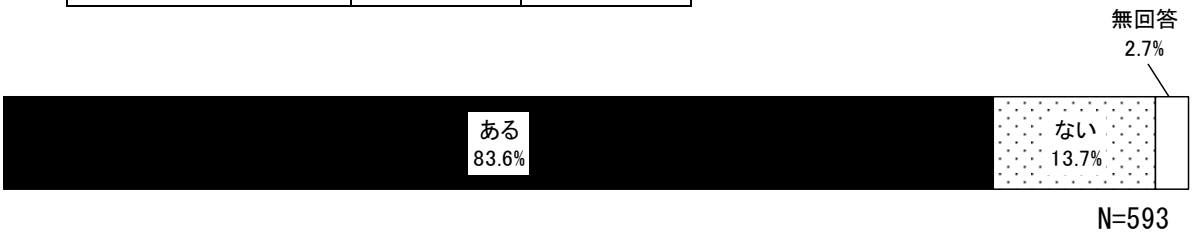

問８　最初に特別養護老人ホームの入所申込みをしてから現在まで、どれくらいの年月がたっていますか。（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

待機期間		人数	割合
1	４年以上	142	17.8%
2	３年以上４年未満	95	11.9%
3	２年以上３年未満	116	14.5%
4	１年以上２年未満	154	19.3%
5	６か月以上１年未満	119	14.9%
6	３か月以上６か月未満	78	9.8%
7	３か月未満	53	6.6%
8	わからない	14	1.8%
9	無回答	29	3.6%
合計		800	100.0%

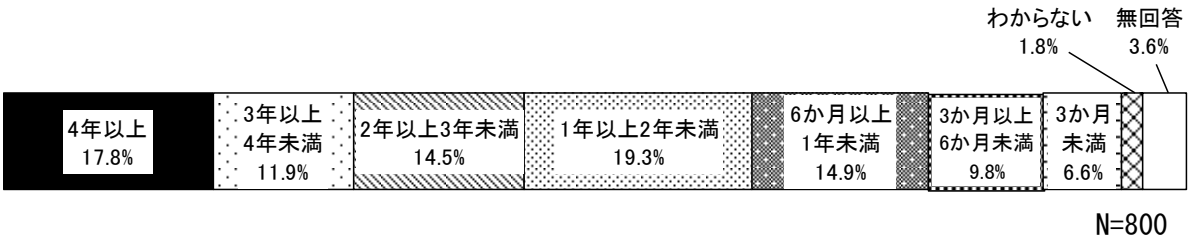

【問８で「１」～「３」（２年以上）に○をつけた方におうかがいします】

問 8-1　最初に特別養護老人ホームの入所申込みをしたときの要介護度をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

要介護状態区分		人数	割合
1	要介護１	35	9.9%
2	要介護２	84	23.8%
3	要介護３	107	30.3%
4	要介護４	69	19.5%
5	要介護５	42	11.9%
6	覚えていない	8	2.3%
7	無回答	8	2.3%
合計		353	100.0%

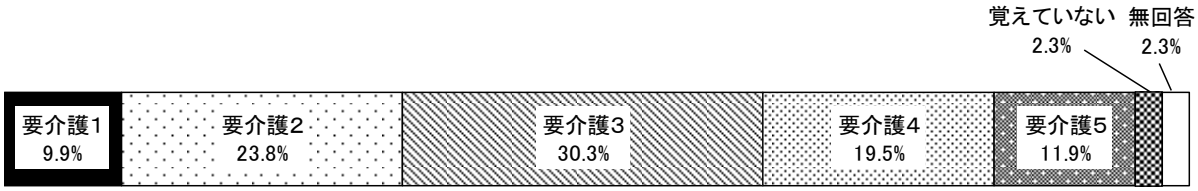

N=353

問９　何か所の特別養護老人ホームについて入所申込みをしていますか。（あてはまる番号１つに○）

申込み施設数		人数	割合
1	１か所	64	8.0%
2	２か所	61	7.6%
3	３か所	628	78.5%
4	その他	19	2.4%
5	無回答	28	3.5%
合計		800	100.0%

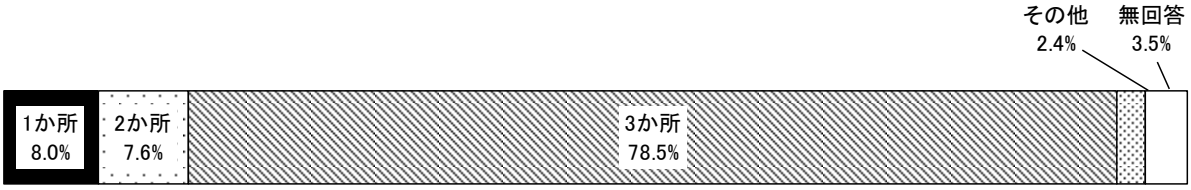

N=800

問 10　どちらの場所の特別養護老人ホームへの入所を希望しますか。
（あてはまる番号１つに○）

入所を希望する場所		人数	割合
1	現在の住まいの近くにある施設だけを希望する	176	22.0%
2	新宿区内の施設であればかまわない	284	35.5%
3	都内の施設であればかまわない	154	19.3%
4	都外の施設でもかまわない	157	19.6%
5	無回答	29	3.6%
合計		800	100.0%

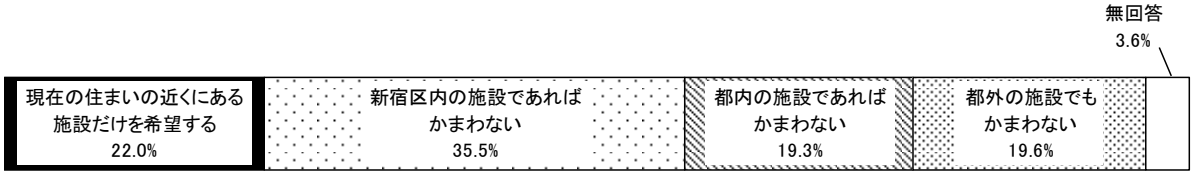

N=800

（問８）待機年数と（問１０）入所希望の特養の場所とのクロス集計

			入所を希望する特養の場所					
			現在の住まいの近くにある施設だけを希望する	新宿区内の施設であればかまわない	都内の施設であればかまわない	都外の施設でもかまわない	無回答	合計
待機年数	2年以上	件数	89	135	63	61	5	353
		割合	25.2%	38.2%	17.8%	17.3%	1.4%	100.0%
	1年以上2年未満	件数	31	49	41	29	4	154
		割合	20.1%	31.8%	26.6%	18.8%	2.6%	100.0%
	1年未満	件数	49	92	44	60	5	250
		割合	19.6%	36.8%	17.6%	24.0%	2.0%	100.0%
	不明・無回答	件数	7	8	6	7	15	43
		割合	16.3%	18.6%	14.0%	16.3%	34.9%	100.0%
	合計	件数	176	284	154	157	29	800
		割合	22.0%	35.5%	19.3%	19.6%	3.6%	100.0%

問 11　特別養護老人ホームの入所申込みをした理由は何ですか。最もよくあてはまるものをお答えください。（あてはまる番号１つに○）

入所申込みの理由		人数	割合
1	自宅での介護を続けることが困難であり、自宅での生活に限界を感じているから	164	20.5%
2	できれば自宅での生活を続けたいが、今のままでは十分自宅での介護を受けられないから（住まいや介護する人の問題があるなど）	121	15.1%
3	他の施設に入院・入所中だが、退院・退所の期限があるから	179	22.4%
4	他の施設に入院・入所中だが、経済的な負担が大きいから	110	13.8%
5	今は自宅で生活できているが、将来は自宅での介護が難しくなり施設に入所しなければならないかもしれないから	118	14.8%
6	今すぐ入所する必要はないが、早めに申し込みをしておいた方がよいと思ったから	30	3.8%
7	その他	29	3.6%
8	無回答	49	6.1%
合計		800	100.0%

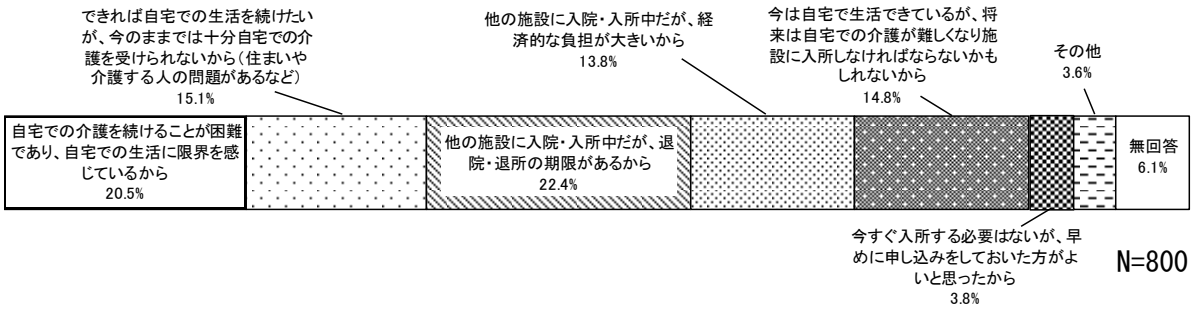

問 12　特別養護老人ホームの入所申込みを決めた方はどなたですか。「主にこの人の意思で決めた」あるいは「主にこの人の勧めで決めた」という方をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

入所申込みの決定者		人数	割合
1	ご本人（入所予定者）	78	9.8%
2	家族・親族	542	67.8%
3	介護支援専門員（ケアマネジャー）	73	9.1%
4	その他	67	8.4%
5	無回答	40	5.0%
合計		800	100.0%

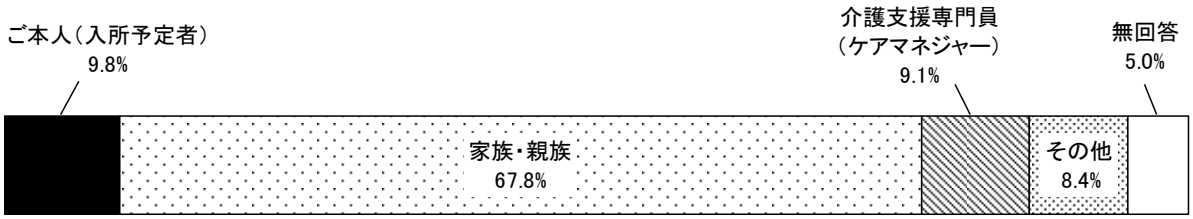

N=800

【問 12 で「2」～「4」のいずれかに○をつけた方におうかがいします】

問 12-1　ご本人（入所予定者）は、特別養護老人ホームへの入所を希望していらっしゃいますか。（あてはまる番号１つに○）

本人の入所意思		人数	割合
1	希望している	97	14.2%
2	希望していないが、入所もやむを得ないと思っている	139	20.4%
3	希望しておらず、自宅での生活を続けたいと思っている	51	7.5%
4	その他	88	12.9%
5	無回答	307	45.0%
合計		682	100.0%

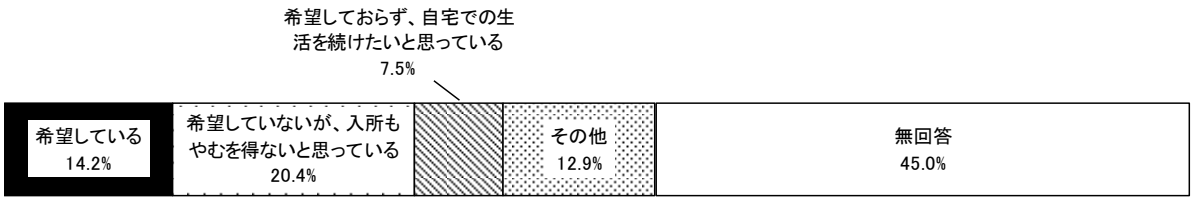

N=682

【問 12 で「2」に○をつけた方におうかがいします】

問 12-2　ご本人（入所予定者）の特別養護老人ホームへの入所について、家族（または親族）で話し合っていますか。（あてはまる番号1つに○）

家族での話合いの状況		人数	割合
1	日常的によく話し合っている	195	36.0%
2	たまに話し合っている	210	38.7%
3	あまり話し合ったことはない	53	9.8%
4	まったく話し合ったことはない	19	3.5%
5	その他	36	6.6%
6	無回答	29	5.4%
合計		542	100.0%

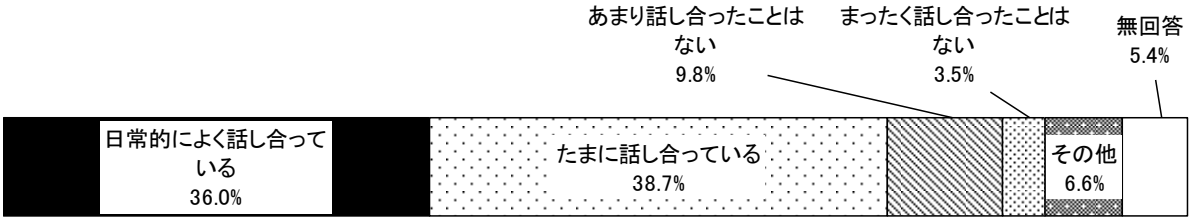

N=542

問 13　特別養護老人ホーム以外で入所申込みをしている施設をお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

特養以外の申込み施設		人数	割合
1	有料老人ホーム	53	6.6%
2	グループホーム	36	4.5%
3	軽費老人ホーム	26	3.3%
4	その他	39	4.9%
5	申込みをしていない	572	71.5%
6	無回答	87	10.9%

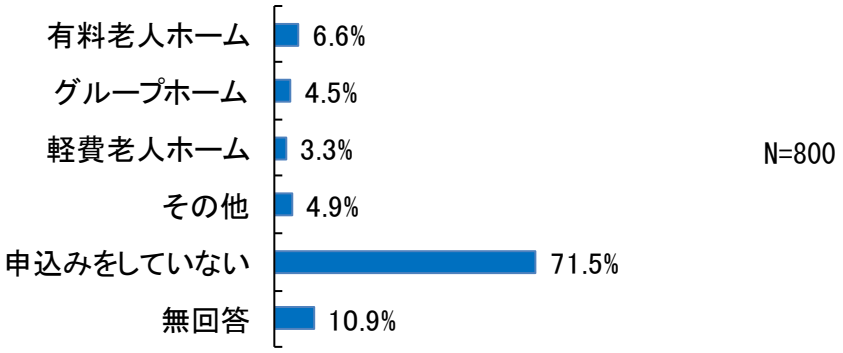

問 14　特別養護老人ホームから、入所できるとの連絡を受けたことがありますか。（あてはまる番号１つに○）

特養からの連絡		人数	割合
1	ある	92	11.5%
2	ない・わからない	691	86.4%
3	無回答	17	2.1%
合計		800	100.0%

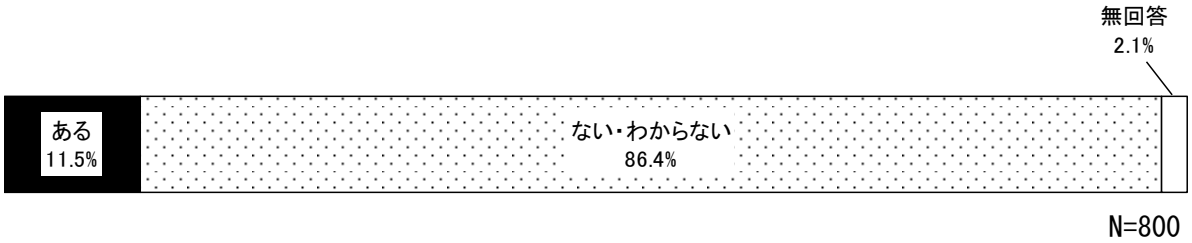

【問 14 で「**1．ある**」に○をつけた方におうかがいします】

問 14-1　特別養護老人ホームへの入所を辞退したことがありますか。（あてはまる番号１つに○）

入所の辞退		人数	割合
1	ある	53	57.6%
2	ない	39	42.4%
合計		92	100.0%

【問 14-1 で「**1.（辞退したことが）ある**」に○をつけた方におうかがいします】

問 14-1-1　辞退した理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

辞退の理由		人数	割合
1	当面、自宅で生活を続けられるため	13	24.5%
2	部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わなかったため	2	3.8%
3	費用が高くて負担できないため	3	5.7%
4	医療機関に入院中、または入院予定のため	10	18.9%
5	介護療養型医療施設に入所した、または入所予定のため	1	1.9%
6	有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため	3	5.7%
7	本人（入所予定者）が拒否したため	7	13.2%
8	家族（または親族）の意見が分かれたため	4	7.5%
9	その他	9	17.0%
10	無回答	1	1.9%
合計		53	100.0%

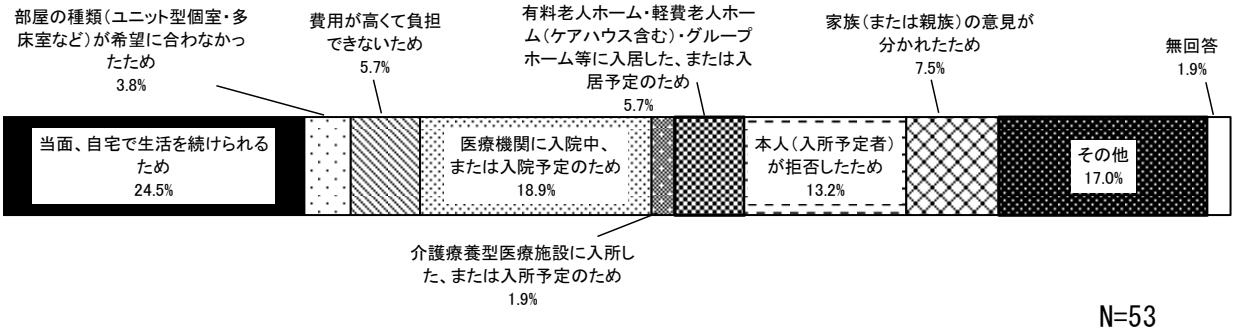

N=53

問 14-1-2　入所を辞退した後も、入所申込みを取り下げていない理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

理由		人数	割合
1	申込者が多い中、希望したときにすぐ入所できるかわからないから	21	39.6%
2	取り下げ後の再申込は不利になると思うから	1	1.9%
3	第一希望の施設に入れるまで待つつもりだから	12	22.6%
4	取り下げることを忘れていたため	0	0.0%
5	その他	15	28.3%
6	無回答	4	7.5%
合計		53	100.0%

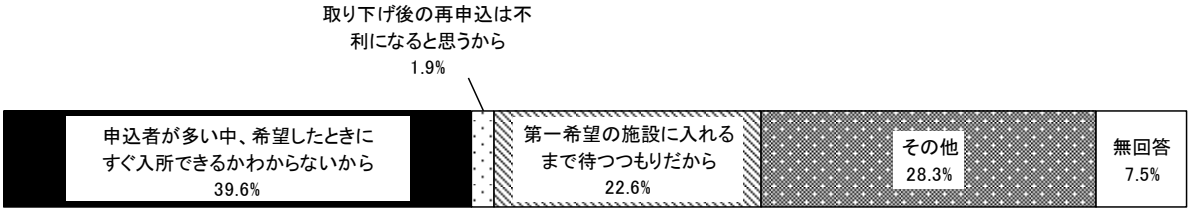

N=53

問 14-2　特別養護老人ホームへの入所を施設側から断られたことがありますか。（あてはまる番号１つに○）

入所を断られた経験		人数	割合
1	ある	16	41.0%
2	ない	22	56.4%
3	無回答	1	2.6%
合計		39	100.0%

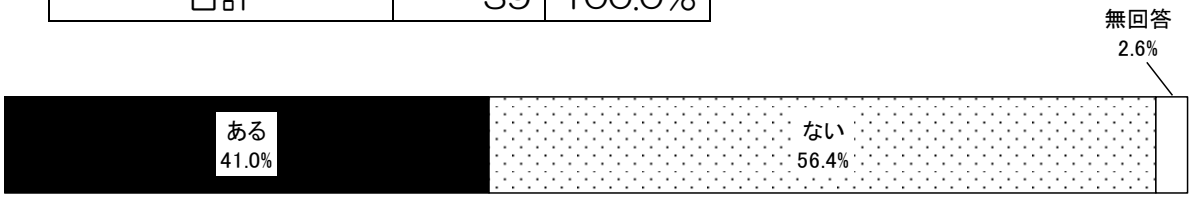

N=39

入所を断られた理由については、カテーテルや胃ろうなどの対応ができない、重度の障害や認知症、要介護度が低いこと、骨折の可能性、協調性のなさ、身元保証人がいないなどとなっています。

問 15　仮に、特別養護老人ホームに入所できるとの連絡があったとしたら、今すぐ入所しますか。（あてはまる番号１つに○）

入所の意思		人数	割合
1	今すぐ入所する	499	62.4%
2	第一希望の施設なら入所するが、それ以外なら辞退する	118	14.8%
3	今は辞退する	123	15.4%
4	無回答	60	7.5%
合計		800	100.0%

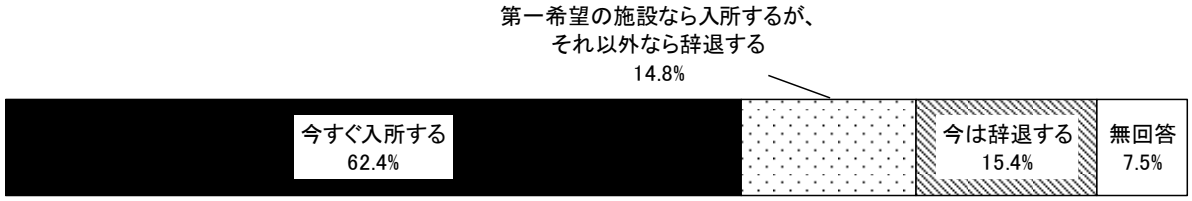

N=800

【問 15 で「**2．第一希望～以外なら辞退する**」「**3．今は辞退する**」に○をつけた方におうかがいします】

問 15-1　辞退する理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

辞退の理由		人数	割合
1	当面、自宅で生活を続けられるため	68	28.2%
2	部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わないため	8	3.3%
3	費用が高くて負担できないため	13	5.4%
4	医療機関に入院中、または入院予定のため	27	11.2%
5	介護療養型医療施設に入所した、または入所予定のため	13	5.4%
6	有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため	21	8.7%
7	本人（入所予定者）が拒否しているため	21	8.7%
8	家族（または親族）の意見が分かれているため	12	5.0%
9	その他	42	17.4%
10	無回答	16	6.6%
合計		241	100.0%

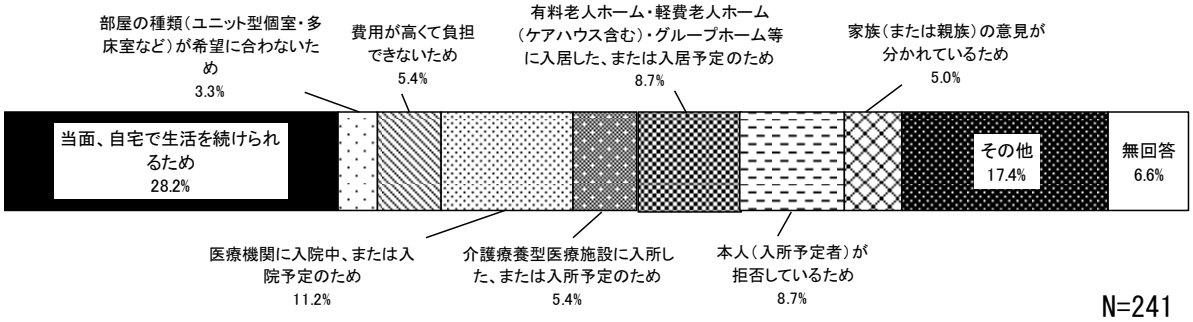

「その他」は、入所したい施設がある、現在施設（老健、特養等）に入所中、体調不良、本人の拒否などとなっています。

問 16　あなた（入所申込者）は、特別養護老人ホーム入所の優先順位について、要介護度がどれくらいの人を特に優先すべきだと思いますか。最もお考えに近いものをお答えください。（あてはまる番号１つに○）

優先すべき要介護度		人数	割合
1	要介護１以上の人	18	2.3%
2	要介護２以上の人	44	5.5%
3	要介護３以上の人	192	24.0%
4	要介護４以上の人	193	24.1%
5	要介護５以上の人	195	24.4%
6	その他	104	13.0%
7	無回答	54	6.8%
合計		800	100.0%

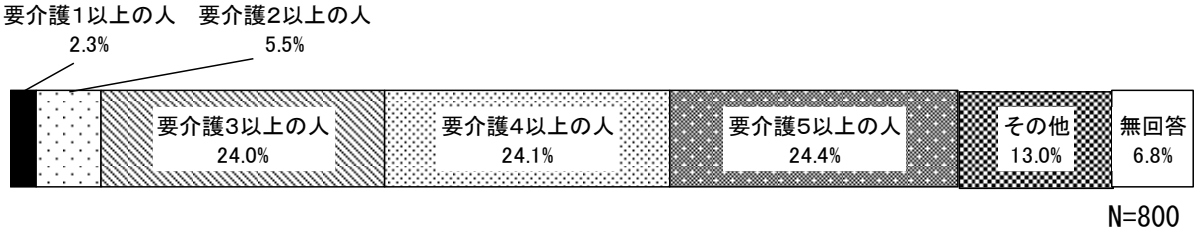

「その他」は、要介護度は関係ない、家族や介護者の状況、認知症の程度、一人暮らしなどとなっています。

特別養護老人ホーム入所優先順位の基準

新宿区は、必要性が高い方から特別養護老人ホームに入所できるよう基準（「入所調整基準表」101 ページ参照）を定めています。

基準は、本人の状況や介護者の状況を客観的に判断するもので、入所申込みがあった場合、基準に従って点数を付けます。この点数の優先順位により入所が決定します。優先順位の名簿は、４か月ごとに更新しています。

問 17　あなた（入所申込者）は、この基準*によって入所の優先順位が決まっていることをご存知でしたか。
（あてはまる番号１つに○）　　※　基準については、前ページの枠内をご参照ください。

入所調整基準の認知度		人数	割合
1	知っていた	582	72.8%
2	知らなかった	176	22.0%
3	無回答	42	5.3%
合計		800	100.0%

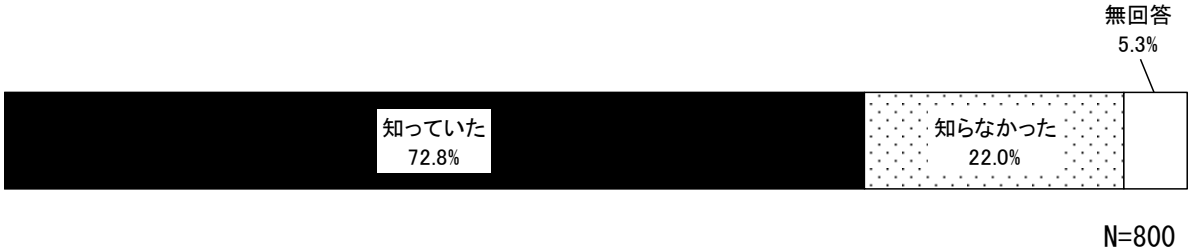

問 18　あなた（入所申込者）は、この基準によって入所の優先順位を決めることについてどう思われますか。（あてはまる番号すべてに○）

入所調整基準に対する意見		人数	割合
1	この基準でよい	403	50.4%
2	配点を変更した方がよい	106	13.3%
3	項目を追加した方がよい	148	18.5%
4	その他	119	14.9%
5	無回答	85	10.6%

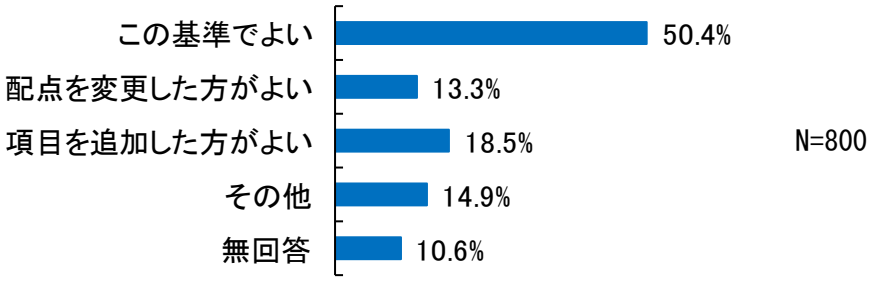

問 19　ご本人（入所予定者）の平成 23 年度の介護保険料の段階はどれにあたりますか。

新宿区からお送りしている、「23 年度介護保険料のお知らせ」をご覧の上、あてはまるものをお答えください。

（あてはまる番号1つに○）

介護保険料段階		人数	割合
1	第１段階	159	19.9%
2	第２段階	131	16.4%
3	第３段階	84	10.5%
4	第４段階	91	11.4%
5	第５段階	20	2.5%
6	第６段階	48	6.0%
7	第７段階	17	2.1%
8	第８段階	9	1.1%
9	第９段階	10	1.3%
10	第 10 段階	3	0.4%
11	第 11 段階	5	0.6%
12	第 12 段階	7	0.9%
13	わからない	128	16.0%
14	無回答	88	11.0%
合計		800	100.0%

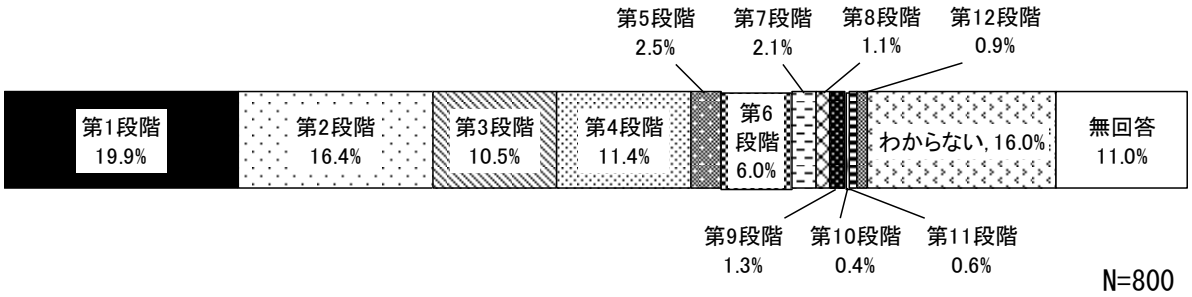

問 20　ご本人（入所予定者）は、現在どこで生活していますか。
（あてはまる番号１つに○）

現在の生活場所		人数	割合
1	自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）	343	42.9%
2	病院または診療所（入院中）	131	16.4%
3	介護老人保健施設	157	19.6%
4	介護療養型医療施設	38	4.8%
5	認知症高齢者グループホーム	24	3.0%
6	特別養護老人ホーム	17	2.1%
7	養護老人ホーム	3	0.4%
8	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）	2	0.3%
9	有料老人ホーム	48	6.0%
10	その他	16	2.0%
11	何の施設かわからない	5	0.6%
12	無回答	16	2.0%
合計		800	100.0%

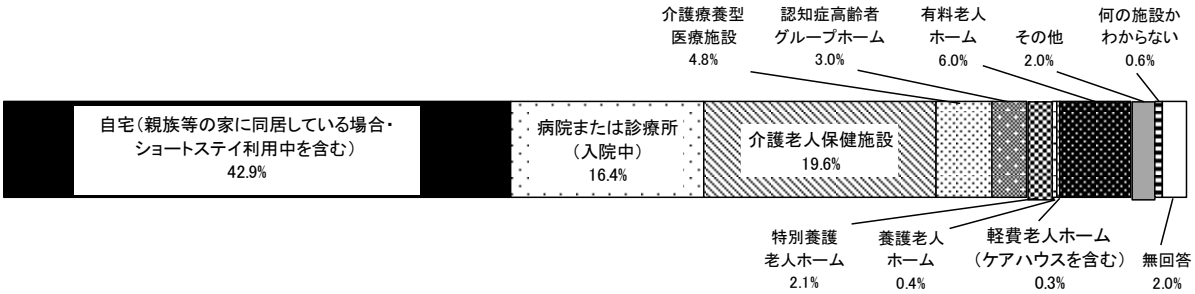

N=800

これ以降は、問 20 で「1．自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）」を選択した 343 件の回答を集計しています。

問 21　ご本人（入所予定者）は、どなたと一緒にお住まいですか。
（あてはまる番号すべてに○）

同居者の状況		人数	割合
1	ひとり暮らし	117	34.1%
2	配偶者（夫または妻）	78	22.7%
3	子・孫	134	39.1%
4	その他	16	4.7%
5	無回答	21	6.1%

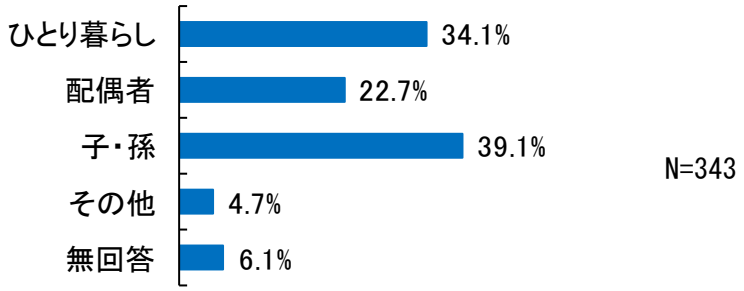

【問 21 で「2」～「4」に○をつけた方におうかがいします】
問 21-1　同居している方は全員が 65 歳以上ですか。
（あてはまる番号1つに○）

同居者の年齢		人数	割合
1	全員が 65 歳以上	78	38.0%
2	64 歳以下の方もいる	119	58.0%
3	無回答	8	3.9%
合計		205	100.0%

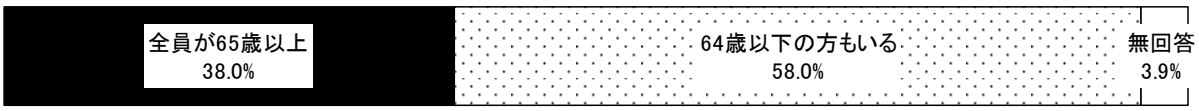

N=205

問 22　ご本人（入所予定者）は現在、定期的に医師の診療を受けていますか。
（あてはまる番号すべてに○）

医師の診療		人数	割合
1	訪問診療を受けている	125	36.4%
2	通院している	196	57.1%
3	その他の診療を受けている	7	2.0%
4	特に医師の診療は受けていない	10	2.9%
5	無回答	22	6.4%

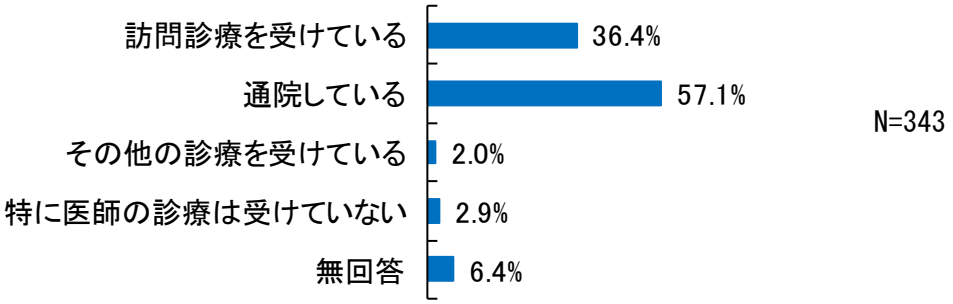

問 23　現在、ご本人（入所予定者）は次のような介護保険のサービスを利用していますか。（あてはまる番号すべてに○）

サービスの利用状況		人数	割合
1	利用していない	12	3.5%
2	訪問介護	167	48.7%
3	訪問入浴介護	43	12.5%
4	訪問看護	74	21.6%
5	訪問リハビリテーション	27	7.9%
6	居宅療養管理指導	50	14.6%
7	夜間対応型訪問介護	10	2.9%
8	通所介護	229	66.8%
9	通所リハビリテーション	14	4.1%
10	認知症対応型通所介護	28	8.2%
11	ショートステイ	138	40.2%
12	福祉用具貸与・購入	182	53.1%
13	住宅改修	108	31.5%
14	小規模多機能型居宅介護	14	4.1%
15	その他	0	0.0%
16	無回答	14	4.1%

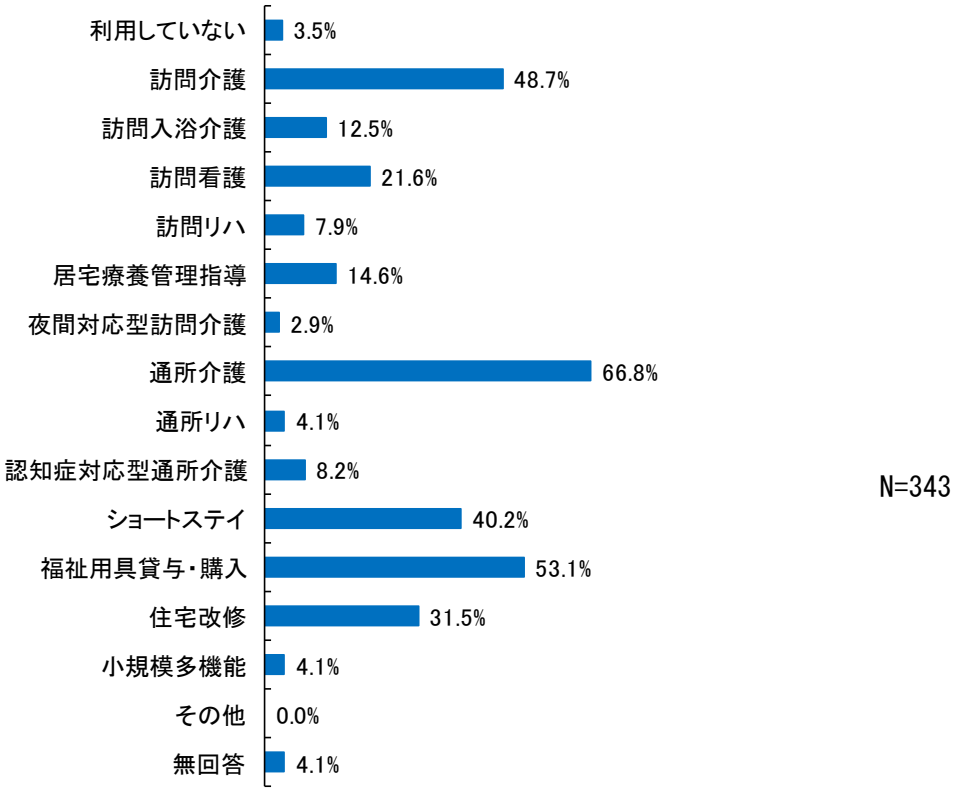

問 24　ご本人（入所予定者）の介護を主に（一番長い時間）行っているのはどなたですか。（あてはまる番号１つに○）

主な介護者		人数	割合
1	ホームヘルパーなど介護の専門職	64	18.7%
2	配偶者（夫または妻）	67	19.5%
3	子供	123	35.9%
4	子供の配偶者	31	9.0%
5	その他の親族	16	4.7%
6	その他	3	0.9%
7	介護している人はいない	14	4.1%
8	無回答	25	7.3%
合計		343	100.0%

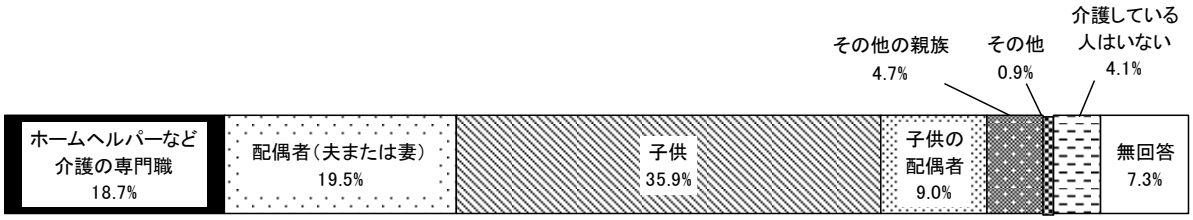

N=343

【問 24 で「2」～「6」のいずれかに○をつけた方におうかがいします】

問 24-1　ご本人（入所予定者）を主に介護している方の性別をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

主な介護者の性別		人数	割合
1	男性	68	28.3%
2	女性	166	69.2%
3	無回答	6	2.5%
合計		240	100.0%

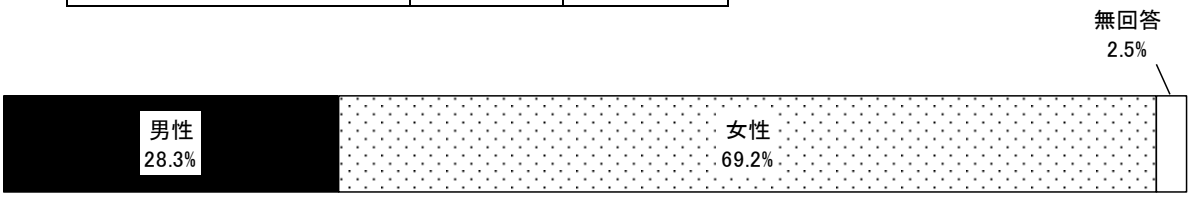

N=240

問 24-2　ご本人（入所予定者）を主に介護している方について、次の中からあてはまるものをお答えください。
（あてはまる番号すべてに○）

主な介護者の状況		人数	割合
1	70 歳以上である（平成２３年７月１日現在）	81	33.8%
2	障害者である（障害者手帳を持っている）	15	6.3%
3	要支援または要介護認定を受けている	22	9.2%
4	ご本人（入所予定者）を含め複数の方を介護している	21	8.8%
5	病気で通院している	98	40.8%
6	仕事をしている	73	30.4%
7	子育て中である	12	5.0%
8	ご本人（入所予定者）と別居している	43	17.9%
9	あてはまるものはない	19	7.9%
10	無回答	3	1.3%

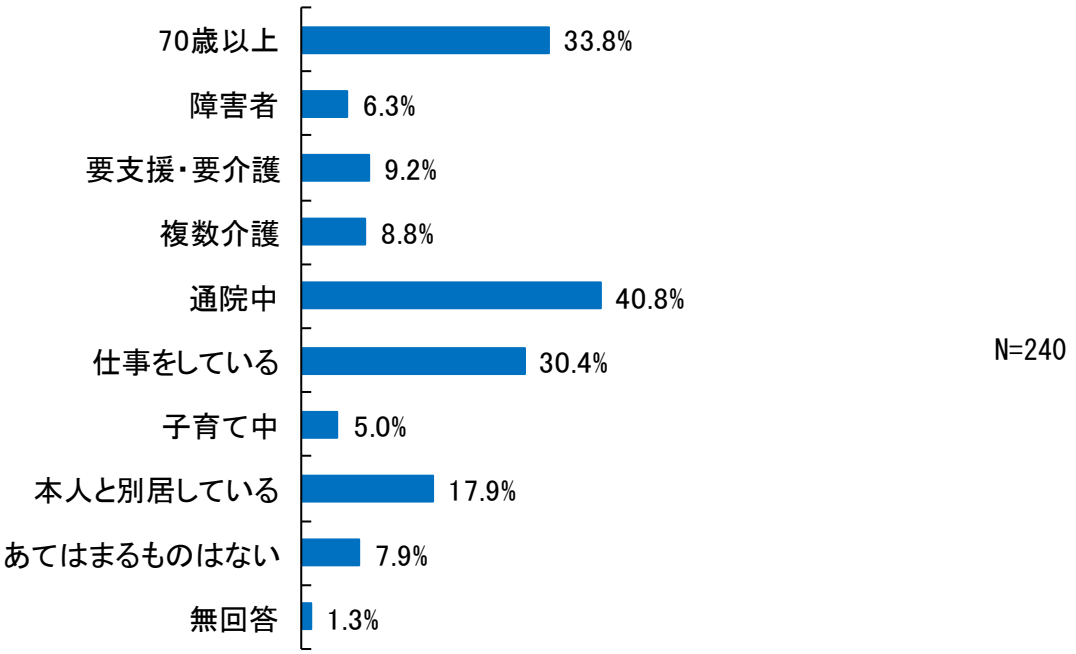

２　特別養護老人ホームへのアンケートおよびヒアリング結果《入所者の状況》

(1)　調査概要

①　調査対象

ⅰ　区の入所調整の対象となっている特別養護老人ホーム

ⅱ　３０施設（区内：７施設、区外：２３施設）

②　調査方法

ⅰ　郵送による悉皆調査（回答については電子メールで受付）

ⅱ　平成 23 年８月８日（月）発送、平成 23 年８月 31 日（水）締切

ⅲ　区内の７か所の特別養護老人ホームについては、当施設からのアンケート回答に基づき、現地で聴き取り調査を行いました。

③　回答の基準日

特にことわりのない場合、平成 23 年８月１日現在の状況について回答を得ています。また、「過去１年間」とは、平成 22 年 7 月から平成 23 年６月までの期間です。

④　調査内容

ⅰ　新宿区民の入所状況（入所年月日、申請者、入所事前連絡から入所までの日数、入所時の年齢、入所時の要介護度、入所（申請）理由、待機期間、待機場所）

ⅱ　入所事前連絡の状況

ⅲ　平均入所年数

ⅳ　年度別退所者数

ⅴ　月別の入所者数、入所者数のうち入院中の方、稼働率

ⅵ　年齢別入所者数

ⅶ　要介護度別入所者数

⑤　回収状況

調査依頼数　３０施設

回答数　　３０施設（回収率 100.0%）

⑵　アンケート集計結果

Ⅰ．過去１年間の新宿区民の入所状況について

問１　過去１年間に入所した新宿区民全員について、以下の各項目をご記入ください。

1．申請者（選択式）

申請者		人数	割合
1	ご本人（入所予定者）	6	2.3%
2	配偶者（夫または妻）	29	11.2%
3	子供	133	51.6%
4	子供の配偶者	5	1.9%
5	介護支援専門員	5	1.9%
6	その他	80	31.0%
合計		258	100.0%

2．入所事前連絡から入所までかかった日数

日　数		人数	割合
1	1～14 日	46	17.8%
2	15～30 日	53	20.5%
3	31～60 日	64	24.8%
4	61～90 日	73	28.3%
5	91～120 日	12	4.7%
6	121～150 日	4	1.6%
7	151～180 日	4	1.6%
8	181 日～	2	0.8%
合計		258	100.0%

3. 入所時の年齢

入所時の年齢		人数	割合
1	61～64 歳	3	1.2%
2	65～69 歳	10	3.9%
3	70～74 歳	12	4.7%
4	75～79 歳	31	12.0%
5	80～84 歳	45	17.4%
6	85～89 歳	71	27.5%
7	90～94 歳	58	22.5%
8	95 歳～	28	10.9%
合計		258	100.0%

4. 入所時の要介護度（選択式）

要介護度状態区分		人数	割合
1	要介護１	3	1.2%
2	要介護２	6	2.3%
3	要介護３	44	17.1%
4	要介護４	97	37.6%
5	要介護５	108	41.9%
6	要支援１または２	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
合計		258	100.0%

5. 入所（申請）理由（選択式）

理由		人数	割合
1	自宅での介護を続けることが困難になり、自宅での生活に限界を感じていたから	75	29.1%
2	できれば自宅での生活を続けたかったが、このままでは十分に自宅での介護を受けられなくなると判断したから（住まいや介護者の問題があるなど）	18	7.0%
3	他の施設に入院・入所中だったが、退院・退所の期限があったから	112	43.4%
4	他の施設に入院・入所中だったが、経済的な負担が大きかったから	12	4.7%
5	自宅で生活できていたが、将来は自宅での介護が難しくなり施設に入所しなければならないかもしれないと思ったから	6	2.3%
6	すぐ入所する必要はなかったが、早めに申し込みをしておいた方がよいと思ったから	2	0.8%
7	その他	33	12.8%
合計		258	100.0%

6. 待機期間（選択式）

期間		人数	割合
1	４年以上	1	0.4%
2	３年以上４年未満	2	0.8%
3	２年以上３年未満	5	1.9%
4	１年以上２年未満	61	23.6%
6	６か月以上１年未満	94	36.4%
7	３か月以上６か月未満	37	14.3%
8	３か月未満	20	7.8%
9	わからない	38	14.7%
合計		258	100.0%

7. 待機場所（選択式）

場所		人数	割合
1	自宅	80	31.0%
2	病院または診療所（入院中）	68	26.4%
3	介護老人保健施設	69	26.7%
4	介護療養型医療施設	4	1.6%
5	認知症高齢者グループホーム	5	1.9%
6	特別養護老人ホーム	1	0.4%
7	養護老人ホーム	5	1.9%
8	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）	2	0.8%
9	有料老人ホーム	22	8.5%
10	その他	2	0.8%
11	何の施設かわからない	0	0.0%
合計		258	100.0%

問２　過去１年間の入所事前連絡の状況についてご記入ください。
※新宿区民についてのみお答えください。

１　入所連絡した件数

489 件【区内既存 151、区内新設（特養ホーム神楽坂）117、区外 221】

２　入所連絡した件数のうち、入所した件数

258 件【区内既存 77、区内新設（特養ホーム神楽坂）91、区外 90】

３　入所連絡した件数のうち、入所に至らなかった件数

231 件【区内既存 74、区内新設（特養ホーム神楽坂）26、区外 131】

問２-１　問２で入所に至らなかった件数のうち、施設から入所をお断りしたことがありますか。お断りしたことがある場合、その理由は何でしたか。
（1、２のどちらかにマル、２の場合は該当する理由の欄に件数をご記入ください）

1. 施設から入所を断ったことはない　９施設（区内 1、区外 8）

2. 施設から入所を断ったことがある　18 施設（区内 6、区外 12）

２の場合、断った理由

ア．医療処置が対応できないため

36 件（区内 14、区外 22）

イ．行動上の障害や精神症状などがあるため

18 件（区内 4、区外 14）

ウ．その他

21 件（区内 1、区外 20）

（単身者の受入れの協力体制確保困難、肺炎治療中、家族と連絡が取れないなど）

問２-２　施設から入所をお断りする際の基本的な考え方をご記入ください。

- 人工透析など医療上当施設では対応できない方、また入所時の胃ろうについても人数に制限があります。そのほか暴力行為がある方もお断りしています。
- 医療的処置の必要な方（インスリン注射、透析、点滴の管理、IVH、レスピレーター、気管切開、モニター測定）。
- 医療的処置に関しての制限数を超える場合。
- 多床室であるため、同室の方との兼ね合いが困難な場合。
- 医療処置に関して、受入可能な状態等条件に合わない方。
- 入所判定委員会にかけて入所については検討します。医療面で施設で対応できない方。どうしても個室対応でないといけない状態の方についてはお断りさせていただきます。
- 全身状態が安定していない。
- 具体的な疾患名等のみで断ることはしない。現在の心身状況に鑑み、当施設での対応可否を個別具体的に検討する。そのうえで、全身的な健康状態として生活を送る場所である当施設での対応が適切ではないと考えられる場合、他利用者への生活に重大な影響を及ぼす等の場合にはやむを得ずお断りする。
- 常時身体拘束を必要とする場合。
- ご本人・代理人の施設入居の意向が確認できない場合。
- 集団生活（多床室）が困難な方。
- 精神症状等で他利用者への危険行為の可能性が高い場合。
- 現時点では施設利用者の重度化（心身機能低下）及び医療行為対象者が増えてきており、人員配置上対応困難な為。
- 随時、身体拘束がないと身体の安全が保てない等、歩行状態、精神状態が不安定な方と施設の医療体制を超える医療ニーズには対応できない指針がある。

・契約書の内容に同意を得られない場合。
・他の入所者へ対して、直接的な暴力が予想されるとき。
・入所前の説明で、ホームの医療体制・リスクマネジメント、緊急時の対応等について、キーパーソンの理解が得られなかったとき。
・身元引受人不在（後見人もなし）。
・著しい精神疾患。

問２-３　問２で入所に至らなかった件数のうち、申請者から入所を辞退されたことがありますか。辞退されたことがある場合、その理由は何でしたか。
（1、２のどちらかに○、２の場合は該当する理由の欄に件数をご記入ください）

1．申請者から入所を断ったことはない

６施設（区内０、区外６）

2．申請者から入所を辞退されたことがある

21 施設（区内７、区外 14）

２ の場合、辞退の理由

ア．当面、自宅で生活を続けられるため・・・53 件
イ．部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わなかっ
たため・・・１件
ウ．費用が高くて負担できないため・・・６件
エ．医療機関に入院中、または入院予定のため・・・32 件
オ．介護療養型医療施設に入所した（入居予定）のため・・・３件
カ．有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため・・・４件
キ．本人（入所予定者）が拒否したため・・・25 件
ク．家族（または親族）の意見が分かれたため・・・９件
ケ．その他・・・30 件
（他特養入所のため、施設が遠方のため辞退、亡くなられたため、家族からの返答がないなど）

Ⅱ．貴施設について

問３　過去５年間の平均入所年数はどのくらいですか。
※新宿区民かどうかは問いません。施設全体としてお答えください。

開設５年未満の施設含む場合　４年１か月

開設５年未満の施設含まない場合　４年３か月

問４　過去５年間の年度別退所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、ご記入ください。

年度	新宿区民	新宿区民以外	合計
平成 18 年度	151	419	570
平成 19 年度	161	394	555
平成 20 年度	174	385	559
平成 21 年度	179	404	583
平成 22 年度	186	442	628
合計	851	2,044	2,895

問５　過去 1 年間の月別の入所者数、入所者数のうち入院中の方の数、稼働率をご記入ください。※新宿区民かどうかは問いません。施設全体としてお答えください。
（回答方法にバラつきがあったため、稼働率のみ掲載）

年　月	稼働率	年　月	稼働率
平成 22 年７月	98.1	平成 23 年１月	97.5
平成 22 年８月	98.2	平成 23 年２月	97.1
平成 22 年９月	97.7	平成 23 年３月	97.1
平成 22 年 10 月	98.2	平成 23 年４月	97.5
平成 22 年 11 月	97.5	平成 23 年５月	97.7
平成 22 年 12 月	97.8	平成 23 年６月	97.9

問６　現在の年齢別入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、ご記入ください。

年齢	区民	区民以外	合計	年齢	区民	区民以外	合計
64 歳未満	9	31	40	83 歳	41	87	128
65 歳	4	11	15	84 歳	37	89	126
66 歳	0	8	8	85 歳	51	95	146
67 歳	3	17	20	86 歳	43	98	141
68 歳	6	19	25	87 歳	47	95	142
69 歳	4	23	27	88 歳	47	77	124
70 歳	5	16	21	89 歳	48	111	159
71 歳	7	20	27	90 歳	37	86	123
72 歳	10	24	34	91 歳	37	87	124
73 歳	8	27	35	92 歳	47	81	128
74 歳	8	37	45	93 歳	37	73	110
75 歳	10	55	65	94 歳	28	79	107
76 歳	21	44	65	95 歳	34	45	79
77 歳	20	66	86	96 歳	39	40	79
78 歳	26	53	79	97 歳	26	44	70
79 歳	16	65	81	98 歳	14	32	46
80 歳	22	62	84	99 歳	14	23	37
81 歳	24	65	89	100 歳以上	29	51	80
82 歳	32	67	99	合計	891	2,003	2,894

問７　現在の要介護度別の入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、ご記入ください。

要介護状態区分		区民	区民以外	合計
1	要介護１	11	89	100
2	要介護２	60	192	252
3	要介護３	165	472	637
4	要介護４	301	607	908
5	要介護５	354	643	997
合計		891	2,003	2,894

⑶　施設ヒアリング結果

①　実施施設及び実施日（区内７施設）

	施設名	実施日
1	特別養護老人ホーム　新宿けやき園	平成 23 年９月 16 日
2	特別養護老人ホーム　聖母ホーム	平成 23 年９月 21 日
3	小規模特別養護老人ホーム　マザアス新宿	平成 23 年９月 29 日
4	特別養護老人ホーム　あかね苑	平成 23 年 10 月４日
5	特別養護老人ホーム　神楽坂	平成 23 年 10 月６日
6	原町ホーム	平成 23 年 10 月 18 日
7	北新宿特別養護老人ホーム	平成 23 年 10 月 20 日

②　ヒアリング内容

ⅰ　入所事前連絡時の課題
【入所事前連絡のタイミング、本人、家族の介護制度、特養ホームに対する知識不足）】

○　空床が出たらすぐに入所できるように、事前に入所決定をして準備をしている（２～３名程度）。しかし、空床が出るタイミングがいつになるのかわからないので、家族から、いつ入所できるのか問合せがあり、はっきりとした時期を伝えられず回答に困ることもある。

○　空床が出そうなときに、入所事前連絡をしている。

○　入所事前連絡の順番は基本的に、待機者名簿に掲載されている上位の方から行っている。

○　ひとつの空床が出て入所者が決まるまで、数十人に入所事前連絡をした。

○　入所待機者名簿の上位に掲載されているにも関わらず、名簿が更新されても継続して名前が掲載されている方は、２、３名いる。平成２３年２月に新たな特別養護老人ホームが開設し、人数は減った。

○　将来的な入所予定者を確保しておくことは、その方の状態像が変化するので難しい。

○　入所事前連絡をしたときに、事前の申請書だけではわからないので、入所希望者の詳しい状況の確認をしている。

○　特別養護老人ホームに入所すれば、医療処置も含めて全て施設で対応してもらえると思っている家族も多い。

○　入所には頭金が必要なのか、３か月で退所させられてしまうのか、などの質問を受けることもあり、有料老人ホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの違いを家族等が認識していない場合もある。

○　特別養護老人ホームと医療機関との違いが分からない家族も多い。

ii　入所に際しての課題

【具体的な入所への手順や事務手続きについて、本人、家族の入所意向に相違があるか】

○　入所事前連絡の電話連絡、面接、判定会議を経て入所決定となるが、決定に際しては、医師の意見書も必要となり、これを取り寄せるのに時間がかかる。入所が確定していない段階では、個人情報なのですぐに提供してくれない医療機関もある。また、特に在宅の場合は、医師の意見書を取り寄せるのに時間がかかる。

○　入所を決定するまでの手続きや必要な書類作成が多く、事務が煩雑になり時間がかかる。

○　空床となる前から、申請者と面接し入所への準備をするようになったので、空床期間が短くなった。

○　入所に対しての本人の意向や、入所した方の帰宅願望は、認知症の症状も重い方が多く、確認することは難しい。

○　本人と家族との間に、入所意向の相違はあまり見られないが、入所してから家に戻りたいと主張される方もいる。

○　本人は在宅を希望しているが、家族は在宅では介護をすることが難しいため、施設への入所を希望するケースがあった。

○　施設でその方を受け入れることができるとなって、入所の内定を出してから、申請者からは１週間程度で意向の返事をもらうようにしている。しかし、在宅で介護をしている場合など、内定を出してからも家族が迷うことが少なくない。

○　有料老人ホームに入所されている方に入所事前連絡をしたところ、そこでの生活が安定しているので辞退された方がいる。

○　入所事前連絡をしたら、療養型病院に入院している方や治療中のために、断られた方がいる。

○　在宅の場合には、入所までもう少し在宅で介護できる、可哀そうなどの理由から入所に迷う家族も多い。

○　実際に入所事前連絡の電話をしたところ、入所調整システムの申込みをしてから、こんなに早く連絡が来て入所できるのか、と家族から言われることがある。

ⅲ　受け入れる施設側の課題

【増加する医療ニーズ（胃ろう、経管栄養等）を必要とする入所者への対応、重度化する入所者への対応】

○　施設で対応できない医療処置が必要な方は受け入れることができない。現在、胃ろう、ストマ、じょくそう等の施設で医療処置対応ができる方は、基本的に定員の１割程度の人数としている。これ以上増えると対応が難しい（全７か所の施設で同様の回答）。

○　現在、区からの補助金（医療介護支援）があるので、医療ニーズがある方について、定員の１割程度の人数を受け入れることができる。これが廃止された場合、都制度にも医療対応への補助金はあるが、区と比べると額も少なく、現在の職員体制（看護師配置）を確保することは難しい。

○　入所されてから胃ろうとなって対応しているケースもあり、医療ニーズが必要となる入所者は今後は増えていくと想定している。

○　ターミナルケアは、入所されるときや実際にそれを行うかどうか選択をしなければならないときに、本人、家族の意向、施設で行うケアなどを確認した上で行っている。

○　ターミナルは行っていないので、容体が悪くなったら病院に連絡し対応している。

○　介護福祉士ができるようになる医療行為は、かなり限定的なものにしか対応できない。今後、入所されている方にも、医療処置が必要な方は増えていくことが想定されるので、それに対応できるような施設の体制づくりが課題である。

○　当施設に入所を希望されていたが、インスリン対応になると想定された方がいた。その方については、施設では対応できず入所できないとお断りをしたことがある。

○　吸引、経鼻経管栄養、病院への入退院の繰返しなどの場合は、施設での対応が難しいため、入所をお断りしている。

iv　入所調整システムの課題

【入所調整基準に基づく得点の配分や項目、申込者の状況把握】

○　申込書では自宅にいることになっているが、入所事前連絡の電話をしたら、病院や施設に入所していたこともあるので、最新の情報を得られるようにして欲しい。

○　申請理由、申込者の状態像、医療処置が必要な方の具体的な内容が、詳しくわかるリストが欲しい。

○　施設入所への緊急度、介護者の状態が、点数に反映されるようにすべきではないか。

○　在宅での介護が困難な認知症の方について、その困難度がわかる新たな基準に設けてはどうか。

○　入所調整システムが無ければ、各施設で入所申込みを受け付けることになり、名簿管理等にかなりの事務量が発生すると思われる。また、そうなれば利用者の必要度ではなく、施設側の都合が優先される可能性もあるので、公平性も担保される入所調整システムは必要だと思う。

○　入所調整システムについては、待機者のリスト管理などの事務的な面で助かっている。しかし、申込の段階から、申請者、その家族の状況を把握したいという面もある。

○　待機者名簿の配られる頻度は、四半期ごとでは少ない。

○　医療処置が必要な方は点数が高くなるが、受け入れることができる数に限りがあるので、別に名簿を作成してもよいのではないか。

○　待機者名簿が紙文書で各施設に提供されている。それを各施設でパソコンに入力し直しているので、名簿情報が電子データで提供されると、事務の効率化を図ることができる。

○　既に他の特別養護老人ホームに入所している方が、入所待機者名簿の上位に掲載されていることに違和感がある。

○　区内施設の生活相談員が月１回集まり連絡会を開催し、待機者の情報共有を図っている。これにより他施設との連携が図られている。

○　入所調整名簿に掲載されている方で、どこかの施設（区外）に入所した場合、その情報を提供してもらえると、不必要な連絡をすることもなく効率化が図れる。

ｖ　その他

○　施設に直接、特別養護老人ホームに入所できないことへの要望や苦情が寄せられることはない。

○　入所に際しても、待機期間が長かったなどの不満、苦情が寄せられることはない。

○　特別養護老人ホームに入所している方の多くは、家族等が在宅で介護をすることができないため、在宅復帰が難しい。また、入所したら在宅に戻ることはないと思っている家族も多い。

○　自宅での生活が継続できると断られたケースの中には、介護をしている家族から、100 歳近くの高齢で、最後まで在宅サービスを利用しながら生活するためという理由で断られたこともある。

○　特別養護老人ホームの現状は、重度の方が多く介護職員は、食事介助、排泄介助といった身体介護を行っている時間が多い。

○　近隣住民の中には、当施設を区の施設と思っている方もいる。

○　当施設が、多床室のことを理解した上で、申込みをしてもらえていれば良いが、入所された後に個室を希望されても対応できない。

○　要介護１、２の方で入所調整に申込みをしている方の多くは、将来への不安から申込みをしているように思う。

○　当施設は、入所調整システムの対象とならない定員枠があるので、それは施設で待機者名簿を作成している。現在、30～40 人ぐらい待機しており、都外の方も申込みをしている。

○　多床室では、空床が出たところに新規の方が入所する場合、性別や相性がうまく合わないなど調整が難しいことがある。

３　特別養護老人ホーム入所申込者情報の分析結果《待機者の状況》

(1)　分析方法

区が待機者情報を管理している「特別養護老人ホーム入所申し込み管理システム」から分析に必要な情報を抽出しました。

優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込みを開始した、平成 15 年７月１日から平成 23 年５月 31 日までの期間内に申請のあった情報をもとに分析しています。

複数回の利用申込みを行っていた人については、初回の申込み時から入所等までの期間を計算しました。

(2)　入所申込みの状況

①　申込み者数　５，０２４人

②　申込み時の要介護度

○　申込み時の要介護度は、要介護４の２６．８％が最も多く、次いで要介護３の２４．０％の順となっています。

○　要介護３～５で全体の約７割を占めています。

要介護状態区分	人数	割合
非該当・要支援１、２・不明	88 人	1.8%
要介護１	659 人	13.1%
要介護２	822 人	16.4%
要介護３	1,204 人	24.0%
要介護４	1,348 人	26.8%
要介護５	903 人	18.0%
計	5,024 人	

③　申込み時の点数

○　申込み時の点数（７ページ参照）は、６１～７０点の３７．０％が最も多く、次いで５１～６０点の１９．６％の順となっています。

○　３１～４０点が１６．６％と３番目に多い割合となっています。

○　５１～８０点で約６７％の割合となっています。

点数	人数	割合
0～10 点	7 人	0.1%
11～20 点	36 人	0.7%
21～30 点	279 人	5.6%
31～40 点	836 人	16.6%
41～50 点	494 人	9.8%
51～60 点	984 人	19.6%
61～70 点	1,860 人	37.0%
71～80 点	522 人	10.4%
81～90 点	6 人	0.1%
91～95 点	0 人	0.0%
計	5,024 人	

⑶　入所者の状況

優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込みをして、入所に至った方、１，１９３人の状況です。

①　入所時の要介護度

申込み時の要介護度は、要介護５の４１．１％が最も多く、次いで要介護４の３９．６％の順となっています。
要介護５、要介護４を合わせると、約８１％の割合となっています。

要介護状態区分	人数	割合
要介護１	９人	0.8%
要介護２	38 人	3.2%
要介護３	184 人	15.4%
要介護４	472 人	39.6%
要介護５	490 人	41.1%
計	1,193 人	

②　入所時の点数

入所時の点数は、７１～８０点の４７．４％が最も多く、次いで６１～７０点の４１．５％の順となっています。
６１～８０点では、約８９％の割合となっています。

点数	人数	割合
0～10 点	１人	0.1%
11～20 点	１人	0.1%
21～30 点	１人	0.1%
31～40 点	27 人	2.3%
41～50 点	39 人	3.3%
51～60 点	47 人	3.9%
61～70 点	495 人	41.5%
71～80 点	565 人	47.4%
81～90 点	17 人	1.4%
91～95 点	０人	0.0%
計	1,193 人	

③　入所までの待機期間

○　入所時の待機期間は、６か月の８２人が最も多く、次いで４か月の７６人の順となっています。

○　０ヶ月から６か月までは３０．９％、７か月から１２か月までが２５．３％と、１年以内の待機期間は約５６％となっています。

○　優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込み時の点数が、71 点以上の方の待機期間は、６か月までの期間が約 49%となっています。

○　１７年度以降の年度別の入所時の待機期間をみると、６か月までの期間が約３割で最も多くなっています。

待機期間	計			申込み時 71 点以上の方		
		割合		計	割合	
０か月	51	4.3%	30.9%	6	2.4%	49.2%
１か月	30	2.5%		10	4.1%	
２か月	37	3.1%		15	6.1%	
３か月	42	3.5%		12	4.9%	
４か月	76	6.4%		28	11.4%	
５か月	51	4.3%		19	7.7%	
６か月	82	6.9%		31	12.6%	
７か月	63	5.3%	25.3%	21	8.5%	32.9%
８か月	69	5.8%		23	9.3%	
９か月	48	4.0%		8	3.3%	
10 か月	42	3.5%		13	5.3%	
11 か月	48	4.0%		10	4.1%	
12 か月	32	2.7%		6	2.4%	
13 か月	28	2.3%	14.6%	7	2.8%	11.4%
14 か月	28	2.3%		6	2.4%	
15 か月	30	2.5%		2	0.8%	
16 か月	34	2.8%		4	1.6%	
17 か月	32	2.7%		3	1.2%	
18 か月	22	1.8%		6	2.4%	
19 か月～24 か月	118	9.9%		9	3.7%	
25 か月～81 か月	230	19.3%		7	2.8%	
計	１，１９３			246		

特別養護老人ホーム入所待機期間（年度別）

	H17	割合		H18	割合		H19	割合		H20	割合		H21	割合		H22	割合	
0か月	6	5.0%		6	5.3%		3	2.5%		5	2.0%		4	2.4%		5	1.9%	
1か月	3	2.5%		3	2.6%		3	2.5%		5	2.0%		6	3.6%		6	2.2%	
2か月	2	1.7%		3	2.6%		7	5.9%		7	2.7%		4	2.4%		7	2.6%	
3か月	4	3.3%	36.4%	8	7.0%	28.9%	1	0.8%	30.5%	10	3.9%	29.3%	3	1.8%	26.6%	7	2.6%	24.1%
4か月	10	8.3%		4	3.5%		11	9.3%		16	6.3%		6	3.6%		19	7.0%	
5か月	10	8.3%		4	3.5%		6	5.1%		10	3.9%		7	4.1%		9	3.3%	
6か月	9	7.4%		5	4.4%		5	4.2%		22	8.6%		15	8.9%		12	4.4%	
7か月	8	6.6%		6	5.3%		4	3.4%		15	5.9%		7	4.1%		15	5.6%	
8か月	7	5.8%		9	7.9%		5	4.2%		8	3.1%		12	7.1%		17	6.3%	
9か月	4	3.3%	24.8%	4	3.5%	28.9%	9	7.6%	25.4%	8	3.1%	23.8%	6	3.6%	24.3%	12	4.4%	23.3%
10か月	5	4.1%		7	6.1%		3	2.5%		5	2.0%		8	4.7%		6	2.2%	
11か月	2	1.7%		4	3.5%		3	2.5%		13	5.1%		6	3.6%		11	4.1%	
12か月	4	3.3%		3	2.6%		6	5.1%		12	4.7%		2	1.2%		2	0.7%	
13か月	6	5.0%		2	1.8%		0	0.0%		8	3.1%		2	1.2%		7	2.6%	
14か月	2	1.7%		4	3.5%		3	2.5%		6	2.3%		6	3.6%		4	1.5%	
15か月	1	0.8%		4	3.5%		3	2.5%		5	2.0%		3	1.8%		11	4.1%	
16か月	5	4.1%	19.0%	3	2.6%	16.7%	0	0.0%	9.3%	8	3.1%	14.8%	4	2.4%	12.4%	10	3.7%	16.3%
17か月	6	5.0%		3	2.6%		4	3.4%		6	2.3%		3	1.8%		8	3.0%	
18か月	3	2.5%		3	2.6%		1	0.8%		5	2.0%		3	1.8%		4	1.5%	
19か月	4	3.3%		1	0.9%		2	1.7%		4	1.6%		5	3.0%		4	1.5%	
20か月	2	1.7%		3	2.6%		2	1.7%		6	2.3%		1	0.6%		4	1.5%	
21か月	5	4.1%		1	0.9%		0	0.0%		6	2.3%		5	3.0%		4	1.5%	
22か月	4	3.3%	15.7%	1	0.9%	9.6%	1	0.8%	6.8%	5	2.0%	12.1%	6	3.6%	12.4%	2	0.7%	8.5%
23か月	2	1.7%		2	1.8%		2	1.7%		1	0.4%		1	0.6%		6	2.2%	
24か月	2	1.7%		3	2.6%		1	0.8%		9	3.5%		3	1.8%		3	1.1%	
25か月～81か月	5	4.1%		18	15.8%		33	28.0%		51	19.9%		41	24.3%		75	27.8%	
計	121			114			118			256			169			270		

④　入所する前の居住場所

入所者が入所する前の居住場所は、一人暮らし及び家族と同居の在宅が39.2%と最も多く、次いで一般病棟の 21.5%の順となっています。

居住場所	人数	割合
グループホーム	22	1.8%
その他	82	6.9%
一般病棟	256	21.5%
在宅（一人暮らし）	184	15.4%
在宅（家族と同居）	284	23.8%
特別養護老人ホーム	10	0.8%
養護老人ホーム	24	2.0%
療養型病床群	91	7.6%
老人保健施設	240	20.1%
計	1,193	100.0%

※　優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込み時の情報をもとにしているため、入所直前の実際の居住場所とは異なっている場合もあります。

(4)　待機者の状況

○　優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込みをして、入所の待機をしている方、１，２６４人の状況です。

○　待機期間は、申請日から平成２３年５月３１日までの期間を計算しています。

①　申込み時の点数

○　待機期間を、０か月～１２か月（１年以内）、１３か月～２４か月（１年以上２年以内）、２５か月～９４か月（２年以上）に分けて、それぞれの期間の人数及び割合を出しています。

○　全ての待機期間において、６１～７０点が最も多い割合となっています。

点数	０か月～12か月		13か月～24か月		25か月～94か月		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～10点	1	0.1%	0	0.0%	2	0.6%	3	0.2%
11～20点	9	1.3%	1	0.4%	8	2.4%	18	1.4%
21～30点	43	6.3%	16	6.5%	26	7.7%	85	6.7%
31～40点	121	17.8%	43	17.3%	63	18.8%	227	18.0%
41～50点	76	11.2%	27	10.9%	40	11.9%	143	11.3%
51～60点	166	24.4%	57	23.0%	76	22.6%	299	23.7%
61～70点	219	32.2%	94	37.9%	114	33.9%	427	33.8%
71～80点	45	6.6%	10	4.0%	7	2.1%	62	4.9%
81～90点	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
91～95点	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	680		248		336		1,264	

② 待機期間

○ 待機期間は、０か月の９．４％が最も多く、次いで４か月の７．６％の順となっています。

○ ０ヶ月から６か月までに３３．９％、７か月から１２か月までに１９．９％と、約５４％が１年以内の待機期間となっています。

待機期間	人数	割合	
０か月	119	9.4%	33.9%
１か月	51	4.0%	
２か月	57	4.5%	
３か月	42	3.3%	
４か月	96	7.6%	
５か月	31	2.5%	
６か月	33	2.6%	
７か月	26	2.1%	19.9%
８か月	83	6.6%	
９か月	27	2.1%	
10か月	33	2.6%	
11か月	39	3.1%	
12か月	43	3.4%	
13か月	21	1.7%	10.6%
14か月	32	2.5%	
15か月	11	0.9%	
16か月	36	2.8%	
17か月	15	1.2%	
18か月	19	1.5%	
19か月～２４か月	114	9.0%	
25か月～９４か月	336	26.6%	
計	1,264		

③　居住場所

下表の居住場所に対する人数は、優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込み時の情報をもとにしています。

居住場所は、一人暮らし及び家族と同居の在宅が４６．２％と最も多く、次いで老人保健施設の１７．２％の順となっています。

居住場所	人数	割合
グループホーム	37	2.9%
その他	97	7.7%
一般病棟	208	16.5%
在宅（一人暮らし）	210	16.6%
在宅（家族と同居）	374	29.6%
特別養護老人ホーム	25	2.0%
養護老人ホーム	14	1.1%
療養型病床群	82	6.5%
老人保健施設	217	17.2%
計	1,264	

⑸　申込みの継続をしなかった方々の状況

優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込みの有効期限は１年間（７ページ参照）となっており、区は期限が到来する申込者には、個別に更新手続きのご案内をしています。その結果、再申込みをしなかった方や取り下げた方など、２，５６７人の状況は以下のとおりでした。

①　申込み時の点数

○　待機期間を、０か月～１２か月（１年以内）、１３か月～２４か月（１年以上２年以内）、２５か月～８９か月（２年以上）に分けて、それぞれの期間の人数及び割合を出しています。

○　全ての待機期間において、６１～７０点が最も多い割合となっています。

○　０か月～１２か月（１年以内）、１３か月～２４か月（１年以上２年以内）については、２番目に多い割合が５１～６０点となっていますが、２５か月～８９か月（２年以上）については、３１～４０点が２３．９％と、２番目に多い割合となっています。

点数	０か月～12か月		13か月～24か月		25か月～89か月		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～10点	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
11～20点	6	0.4%	9	1.3%	1	0.2%	16	0.6%
21～30点	72	5.2%	41	5.9%	49	10.3%	162	6.3%
31～40点	225	16.1%	121	17.4%	114	23.9%	460	17.9%
41～50点	137	9.8%	66	9.5%	50	10.5%	253	9.9%
51～60点	272	19.5%	150	21.6%	97	20.4%	519	20.2%
61～70点	520	37.2%	275	39.6%	140	29.4%	935	36.4%
71～80点	160	11.5%	33	4.7%	25	5.3%	218	8.5%
81～90点	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
91～95点	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,396		695		476		2,567	

② 申し込んでいた期間

○ 申し込んでいた期間は、１２か月の９．３%が最も多く、初回申込みだけで再申込みをしなかった方が多くいることがわかります。

○ ０ヶ月から６か月までに２９．３%、７か月から１２か月までに２５．０%と、約５４%が１年以内の申込期間となっています。
何らかの事情による申込み取下げや、死亡、転出などが考えられます。

待機期間	人数	割合	
０か月	97	3.8%	29.3%
１か月	116	4.5%	
２か月	100	3.9%	
３か月	138	5.4%	
４か月	92	3.6%	
５か月	116	4.5%	
６か月	94	3.7%	
７か月	94	3.7%	25.0%
８か月	86	3.4%	
９か月	66	2.6%	
10か月	72	2.8%	
11か月	87	3.4%	
12か月	238	9.3%	
13か月	155	6.0%	19.4%
14か月	142	5.5%	
15か月	112	4.4%	
16か月	28	1.1%	
17か月	33	1.3%	
18か月	27	1.1%	
19か月～２４か月	198	7.7%	
25か月～89か月	476	18.5%	
計	２，567		

③　居住場所

下表の居住場所に対する人数は、優先入所システムによる特別養護老人ホームの利用申込み時の情報をもとにしています。

居住場所は、一人暮らし及び家族と同居の在宅が 39.1%と最も多く、次いで一般病棟の 30.6%の順となっています。

居住場所	人数	割合
グループホーム	36	1.4%
その他	156	6.1%
一般病棟	786	30.6%
在宅（一人暮らし）	369	14.4%
在宅（家族と同居）	634	24.7%
特別養護老人ホーム	50	1.9%
養護老人ホーム	41	1.6%
療養型病床群	215	8.4%
老人保健施設	280	10.9%
計	2,567	100.0%

第４章　まとめ

１　入所の実態について

「入所待機者のアンケート調査」、区が入所調整を行っている「特別養護老人ホーム（施設長、入所相談担当者）へのアンケートおよびヒアリング」、「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析から、以下のような入所の実態があります。

⑴「優先入所調整システム」開始後からの申込み者数と入所者数

優先入所調整システムによる利用申込み制度を開始した、平成 15 年７月１ 日から平成 23 年 5 月 31 日までの期間内に申請のあった件数は、５，０２４人で、入所に至った件数は、１，１９３人となっています。

待機者数は、新規特別養護老人ホームの開設のたびに増えつつも、ここ数年は約１，２００人台で推移しています。

> 入所実態その１
> 優先入所システムを開始した平成１５年以降の入所調整に基づいた特別養護老人ホームの入所申込みした件数は５，０２４人で、そのうち入所者数は１，１９３人（２３．７４％）となっています。

⑵　入所に関しての事前連絡

○　多くの区内の特別養護老人ホーム（以下「区内特養」という）は、空床が出そうなとき、または空床が出たときに待機者へ事前連絡をしています。

○　事前連絡は、優先入所システムの名簿に基づき、上位の待機者から連絡を行っています。

○　過去１年間に空床が生じ入所連絡した総件数は、区内特養（神楽坂は新規入所のため除外）では 151 件で、そのうち入所に至った件数は７７件５１％、入所に至らなかった件数は７４件４９％となっています。区外に所在地がある特別養護老人ホーム（以下「区外特養」という）では、入所連絡した総件数は 221 件で、入所に至った件数は 90 件 41％、入所に至らなかった件数は 131 件 59％となっています。

入所実態その２
　優先入所システムによる入所調整に基づいた入所の必要性が高い待機者に事前連絡をしているにもかかわらず、事前連絡した件数のうち、区内特養では 49％が、区外特養では 59％が入所に至りませんでした。

⑶　入所に至らなかった理由

①　特別養護老人ホーム側が断った理由

○　施設側から断ったものは「医療処置が対応できない」「行動上の障害や精神症状などがある」などです。
○　施設では、医療的処置の必要な方（インスリン注射、透析、点滴の管理、IVH、レスピレーター、気管切開、モニター測定）については断っています。
○　吸引、経鼻経管栄養、病院への入退院の繰返しなどの場合は、施設での対応が難しいため、入所を断っています。
○　現在、胃ろう、ストーマ、じょくそう等の施設で医療処置対応ができる方は、基本的に定員の１割程度の人数としている。これ以上増えると対応が難しいと全ての区内特養がヒアリングで回答しています。
○　入所されてから胃ろうとなって対応しているケースやターミナルへの対応もあり、医療ニーズが必要となる入所者は今後も増えていくと想定しています。
○　一方で、特別養護老人ホームに入所すれば、医療処置も含めて全て施設で対応してもらえると思っているなど、特別養護老人ホームと医療機関との違いが分からない家族も多く見られます。

入所実態その３
　特別養護老人ホームは、医療施設でないため、インスリン注射、透析、点滴の管理、IVH、レスピレーター、気管切開、モニター測定、入退院を繰り返している方など、医療必要度の高い方は入所ができません。
　区内特養にヒアリングを行った結果によると、胃ろう、ストーマ、じょくそうは対応できるが、医師、看護師の人員配置上の問題もあり、施設で対応ができるのは、基本的に定員の１割程度となっています。

② 待機者側が断った理由

○ 待機者側から断ったものは「当面、自宅で生活が続けられる」「医療機関に入院中、または入院予定」「本人が入所を拒否した」ためなどです。

○ 区内特養へのヒアリングにおいても、 以下のような実態があります。

・在宅の場合には、「入所までもう少し在宅で介護できる」、「入所するのは可哀そう」などの理由から入所に迷う家族も多い。
・有料老人ホームに入所されている方に事前連絡をしたところ、そこでの生活が安定しているので辞退された方がいる。
・実際に事前連絡の電話をしたところ、入所調整システムの申込みをしてから、こんなに早く連絡が来て入所できるのか、と家族から言われることがある。
・本人は在宅を希望しているが、家族は在宅では介護をすることが難しいため、施設への入所を希望するケースがあった。

入所実態その４
　待機者の中には、実際に入所となると、「入所までもう少し在宅で介護できる」、「入所するのは可哀そう」などの理由から入所に迷う家族も多く見受けられます。
　本人が入所を拒否し、入所に至らない場合も少なからずあります。

⑷　入所時の要介護度

入所者の入所時の要介護度で一番多い要介護度は、要介護５で４９０人（４１．１％）となっており以下、要介護４が４７２人（３９．６％)、要介護３が１８４人（１５．４％）となっています。

入所実態その５ 　入所時の要介護度は、要介護４と要介護５が入所者の８０．７％を占めています。

⑸　入所時の入所調整の点数

入所者の入所調整における申込み時の点数と入所時の点数を比較すると、申し込む時の点数は６０点台がもっとも多く、続いて５０点台と３０点台に申込者が多くいます。

一方、入所時の点数では、６０点以上が多くなっています。

入所実態その６ 　入所に至った人の入所調整の点数は、６０点以上が大半を占め、５０点以下の人は、ほとんどいません。

⑹　入所までの待機期間

○　入所までの待機期間は、優先入所システム開始直後の平成 15 年度、16 年度および年度途中の平成２３年度を除くと、毎年、入所した人の約３割が半年間の待機期間で入所し、入所した人の約半数が１年以内に入所しています。また、待機期間の月ごとの分布では６か月が最も多く、０か月で入所した人も５１人いました。。

○　入所申込時の入所調整点数が７１点以上の場合は、半数が６か月以内、３割が７か月から１年以内で入所しています。

○　「特別養護老人ホームへのアンケート」によると、過去１年間の入所のうち事前連絡をしてから入所までの期間は、３１日～９０日が５３％を占めています。

入所実態その７

　申込みから入所までの待機期間は、多くの施設で事前連絡から入所までに要している１～３か月の手続き期間を含めても、入所した人のほぼ半数が１年以内となっています。特に入所申込み時に入所調整点数が７１点以上の場合は、ほぼ半数が６か月以内の待機期間で入所しています。

２　待機者の実態について

「入所待機者のアンケート調査」および「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析から、以下のような待機者の実態があります。

(1)　入所申込み決定者の属性

○　「入所待機者のアンケート調査」によると、入所申込みを決めた方は、本人は９．８％となっており、家族・親族が６７．４％となっています。

○　本人以外の人が申込みを決定したと回答した６８２件のうち、本人が入所を希望している割合は、１４．２％となっています。また、「希望していないが、入所もやむを得ないと思っている」は２０．４％となっています。

> 待機者実態その１
> 　特別養護老人ホームへの申込み決定者は、本人以外の家族・親族が大半を占めています。

⑵　入所予定者の待機場所

○　「入所待機者のアンケート調査」結果および「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の待機者分析によると、いずれも自宅が４割を超え一番多く、続いて医療機関（一般病棟と療養型病床群等）、老人保健施設となっています。

○　「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析に基づき、現在も待機中の方と申込みの継続をしなかった方との居住場所を比較すると、申込みの継続をしなかった方の居住場所は医療機関が３０．６％と多く、老人保健施設は１０．９％と少ないという結果になっています。

○　なお、「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析に基づき、特別養護老人ホームへ入所した方と待機中の方との待機場所を比較したところ、差異は見られませんでした。

> 待機者実態その２
> 　待機者の４割は、自宅（在宅）で生活し、続いて医療機関（一般病棟と療養型病床群等）、老人保健施設となっています。特に申込みの継続をしなかった方の居住場所は、自宅（在宅）と医療機関が大半を占めます。

⑶　待機者の要介護度

○　「入所待機者のアンケート調査」結果および「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析によると、いずれも要介護４が一番多く、次いで要介護３、要介護５となっています。

○　「入所待機者のアンケート調査」結果よると、２年以上の待機期間の待機者の要介護度は、要介護３が多く、次いで要介護２、要介護４となっています。

待機者実態その３
　入所申し込み時点での要介護度は、要介護３・４・５の中重度が多く、２年以上の待機期間となると、要介護２・３が多くなります。

⑷　待機者の入所調整の点数

○　「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析で、現在も待機中の方の点数分布では、61 点～７０点が一番多く、６１点以上で３８．７％を占めます。一方、50 点以下も３７．６％を占めます。

○　２ 年以上待機している入所申込者の入所調整の点数の分布は、６１点以上は３６％で、５０点以下では４１．４％となっています。
　２年以上待機していて申込みの継続をしなかった方についても、５０点以下は４４．９％となっています。

待機者実態その４
　長期間の待機者は、入所調整点数５０点以下の割合が高くなる傾向があります。

⑸　待機者の希望する特別養護老人ホーム

○　「入所待機者のアンケート調査」結果によると、「現在の住まいの近くにある施設だけを希望する」が２２．０％、「新宿区内の施設であればかまわない」３５．５％と新宿区内の施設のみを希望する方が５７．５％を占めています。

待機者実態その５
　待機者の希望する特別養護老人ホームは、区内のみを希望する方が大半を占めます。

３　真に入所が必要な人について

「入所待機者のアンケート調査」結果に基づき、主観的優先度および客観的優先度を定義付け、それに該当する調査項目を選定し集計分析することから、特養入所優先度の高い「真に入所が必要な人」を仮定し、推計しました。

(1)　主観的優先度

(ア)　定義

申込み者の入所意思・理由から判断する入所必要度

(イ)　優先度を条件づける質問項目の選択

①入所理由（問11）で「１．自宅での介護を続けることが困難であり、自宅での生活に限界を感じているから」または「２．できれば自宅での生活を続けたいが、今のままでは十分自宅での介護を受けられないから（住まいや介護する人の問題があるなど）」または「３．他の施設に入院・入所中だが、退院・退所の期限があるから」を選択

②入所意思（問15）で「１．今すぐ入所する」を選択

①および②の両者に該当する場合を主観的優先度が高いとし、それ以外を低いとしました。

結果⇒334件（41.7％）が、主観的優先度が高いに該当しました。

アンケートを回答した８００件のうち
主観的優先度が高い　３３４件（41.7％）
主観的優先度が低い　４６６件（58.3％）
としました

(2)　客観的優先度

(ア)　定義

申込み者の要介護度、待機場所、介護者の状況などから判断する入所必要度

（イ）優先度を条件づける質問項目の選択

i.　在宅者の場合の条件１

① 要介護度（問4）で３～５を選択

② 現在住所（問20）で「１．自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）」を選択

③ 同居者（問21）で「１．ひとり暮らし」を選択

結果⇒５４件（6.8%）が該当しました。

ii.　在宅者の場合の条件２

「在宅者の場合の条件１」の①、②は同じ条件で、

① 同居者（問21）で「２．配偶者（夫または妻）」または「３．子・孫」、「４．その他」を選択

② 介護者（問24）で「２．配偶者（夫または妻）」、「３．子供」、「４．子供の配偶者」、「５．その他の親族」、「６．その他」を選択（この条件で７に該当するケースはなし）

③ 介護者の身体状況（問24-2）で「２．障害者である（障害者手帳を持っている）」、「３．要支援認定または要介護認定を受けている」、「４．ご本人（入所予定者）を含め複数の方を介護している」、「６．仕事をしている」を選択

結果⇒104件（13.0%）が該当しました。

iii.　在宅者の場合の条件３

「条件１」の５４件および「条件２」の104件の中で、以下の①に該当するものを客観的優先度（在宅）が高いものとした。

①　利用している介護保険サービス（問23）で「８．通所介護」、「９．通所リハビリテーション」、「10．認知症対応型通所介護」、「11．ショートステイ」のいずれかを選択

結果⇒132件（16.5%）が該当しました。

(ウ)　在宅者以外の者

① 要介護度（問4）で３～５を選択

② 現在住所（問20）で「２．病院または診療所（入院中）」、「３．介護老人保健施設」を選択

①及び②の両方に該当する場合を客観的優先度（在宅以外）が高いとしました。

結果⇒209件（26.1%）が該当しました。

（エ）　全体の客観的優先度

「在宅者の場合の条件３」および「在宅以外の者」の結果に該当する場合を客観的優先度が高いとし、それ以外を低いとしました。

結果⇒132件＋209件＝341件が、客観的優先度が高いに該当しました。

アンケートを回答した８００件のうち
客観的優先度が高い　３４１件（４２.６%）
客観的優先度が低い　４５９件（５７.４%）
としました

⑶　クロス集計結果

（ア）主観的優先度と客観的優先度との高低でクロス集計すると以下の表のとおりとなります。

		主観的優先度				合計	
		低い		高い			
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
客観的優先度	高い	168	21.0%	173	21.6%	341	42.6%
	低い	298	37.3%	161	20.1%	459	57.4%
合計		466	58.3%	334	41.8%	800	100%

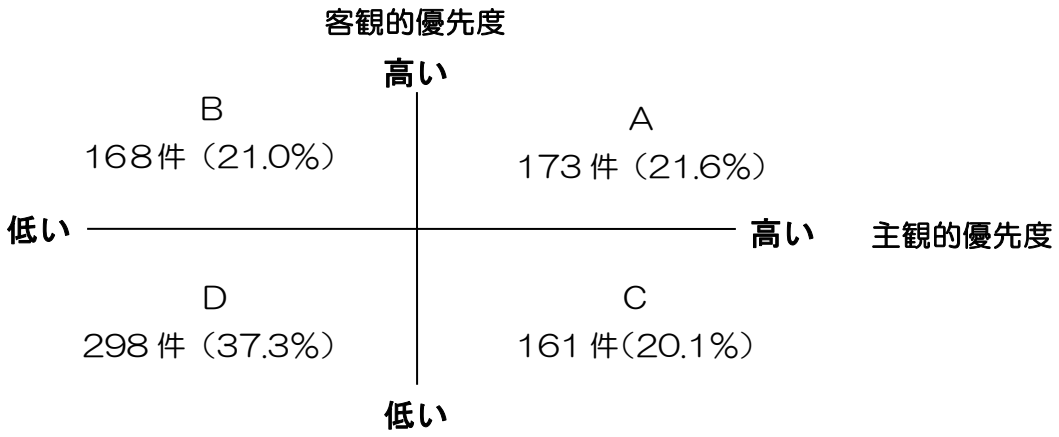

（イ）医療処置を除外した場合

施設入所が困難だと考えられる医療処置（問６）の「４．気管切開」、「６．インスリン注射」、「10．人工透析」の処置を受けている人を合計すると、23件が該当します。これを除いて、クロス集計すると以下の表のとおりとなります。

		主観的優先度				医療処置除外		合計	
		低い		高い					
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
客観的優先度	高い	163	20.4%	169	21.1%			332	41.5%
	低い	287	35.9%	158	19.8%			445	55.6%
医療処置除外						23	2.9%	23	2.9%
合計		450	56.3%	327	40.9%	23	2.9%	800	100%

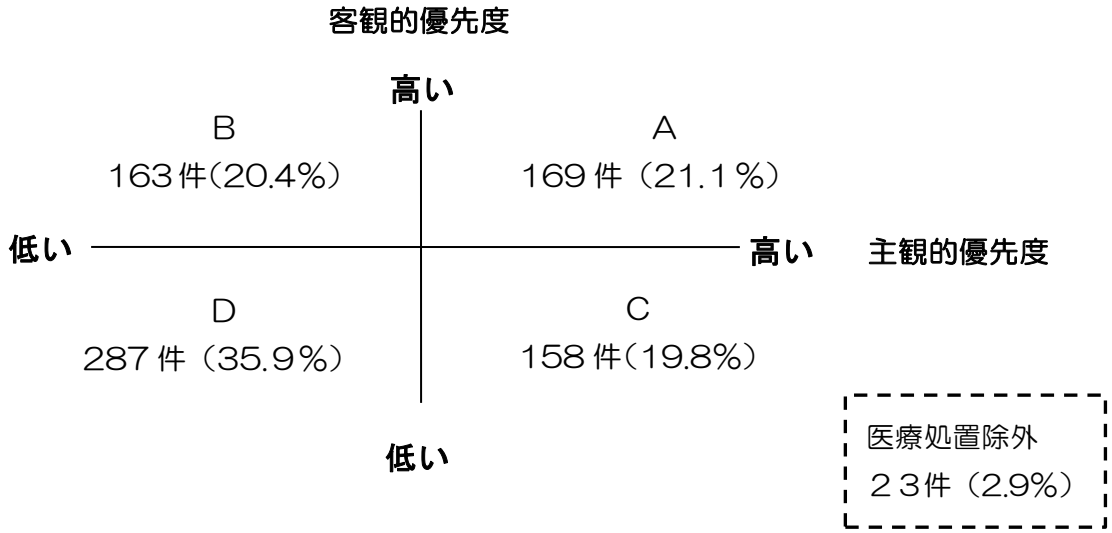

⑷　重度者（要介護４、５）に設定した場合

主観的優先度は前述と同じ条件で、客観的優先度の要介護度を３～５ではなく、要介護度４、５として条件を設定し、集計しました。

（ア）客観的優先度（優先度を条件づける質問項目の選択）

i.　在宅者の場合の条件１

①　要介護度（問4）で４、５を選択

②　現在住所（問20）で「１．自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）」を選択

③　同居者（問21）で「１．ひとり暮らし」を選択

結果⇒２１件（2.6%）が該当しました。

ii.　在宅者の場合の条件２

「在宅者の場合の条件１」の①、②は同じ条件で、

①　同居者（問21）で「２．配偶者（夫または妻）」または「３．子・孫」、「４．その他」を選択

②　介護者（問24）で「２．配偶者（夫または妻）」、「３．子供」、「４．子供の配偶者」、「５．その他の親族」、「６．その他」を選択（この条件で７に該当するケースはなし）

③　介護者の身体状況（問24-2）で「２．障害者である（障害者手帳を持っている）」、「３．要支援認定または要介護認定を受けている」、「４．ご本人（入所予定者）を含め複数の方を介護している」、「６．仕事をしている」を選択

結果⇒６２件（7.8%）が該当しました。

iii.　在宅者の場合の条件３

「条件１」の２１件および「条件２」の６２件の中で、以下の①に該当するものを客観的優先度（在宅）が高いものとしました。

①　利用している介護保険サービス（問23）で「８．通所介護」、「９．通所リハビリテーション」、「10．認知症対応型通所介護」、「11．ショートステイ」のいずれかを選択

結果⇒６７件（8.4%）が該当しました。

（イ）在宅者以外の者

① 要介護度（問4）で４、５を選択

② 現在住所（問20）で「２．病院または診療所（入院中）」、「３．介護老人保健施設」を選択

①び②の両方に該当する場合を客観的優先度（在宅以外）が高いとしました。

結果⇒１４８件（18.5%）が該当しました。

（ウ）全体の客観的優先度

「在宅者の場合の条件３」および「在宅以外の者」の結果に該当する場合を客観的優先度が高いとし、それ以外を低いとしました。

結果⇒67件＋148件＝215件が、客観的優先度が高いに該当しました。

（エ）クロス集計結果

① 主観的優先度と客観的優先度との高低でクロス集計すると以下の表のとおりとなります。

		主観的優先度				合計	
		低い		高い			
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
客観的優先度	高い	108	13.5%	107	13.4%	215	26.9%
	低い	358	44.8%	227	28.4%	585	73.1%
合計		466	58.3%	334	41.8%	800	100%

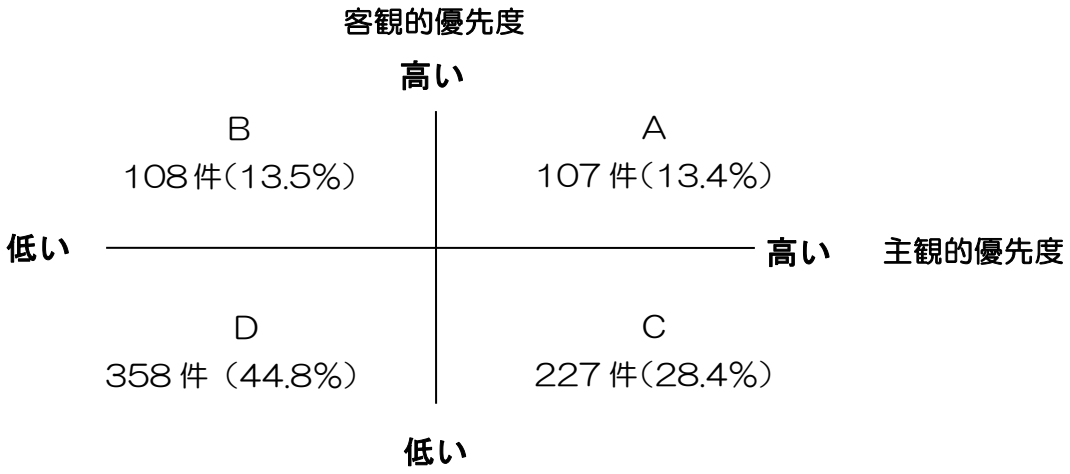

② 医療処置を除外した場合

施設入所が困難だと考えられる医療処置（問６）の「４．気管切開」、「６．インスリン注射」、「10．人工透析」の処置を受けている人を合計すると、23件が該当する。これを除いて、クロス集計すると以下の表のとおりとなります。

		主観的優先度				医療処置除外		合計	
		低い		高い					
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
客観的優先度	高い	104	13.0%	103	12.9%			207	25.9%
	低い	346	43.3%	224	28.0%			570	71.3%
医療処置除外						23	2.9%	23	2.9%
合計		450	56.3%	327	40.9%	23	2.9%	800	100%

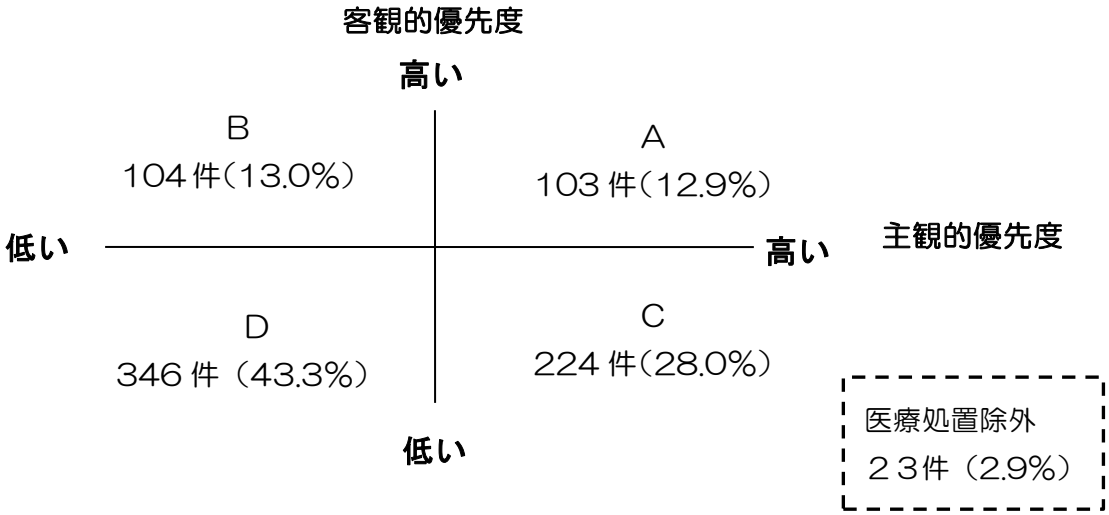

⑸ 真に入所が必要な人

以上の「入所待機者のアンケート調査」結果の分析から、主観的優先度および客観的優先度に基づいて仮定した「真に入所が必要な人」は、医療処置除外者で要介護３以上とした場合は、おおよそ申込者のうち２１．１％で、要介護４以上とした場合は、１２．９％と推計されます。

４　優先入所システムについて

新宿区では、新宿区介護老人福祉施設入所指針（優先入所システム）に基づき必要性の高い人を優先的に特別養護老人ホームへの入所を行っています。（６ページ参照）

⑴　必要性についての評価

区内特養へのヒアリングでは「入所調整のシステムが無ければ、各施設では入所申込みを受け付けることになり、名簿管理等にかなりの事務量が発生すると思われる。また、そうなれば利用者の必要度ではなく、施設側の都合が優先される可能性もあるので、公平性も担保される入所調整のシステムは必要だと思う」と、全ての区内特養で必要性があると評価されています。

また、「特別養護老人ホーム入所申込者情報」分析からも、入所調整による高い点数の方から、優先的に入所が行われていることが分かります。

⑵　認知度

「入所待機者のアンケート調査」によると、この優先入所システムについての認知度について尋ねたところ、「知っていた」が７２．８％となっています。このシステムで定めた入所調整基準によって優先順位を決めることについてどう思われるか尋ねたところ、「この基準でよい」と５０．４％の方が回答しています。

⑶　課題

一方、「入所待機者のアンケート調査」によると「配点を変更した方がよい」が１３．３％、「項目を追加した方がよい」が１８．５％と改善を求める声もあります。また、在宅での介護が困難な認知症の方について、必ずしも介護の困難度が入所調整の点数に反映されていないという実態も指摘されています。各施設へのヒアリングにおいても、以下のような改善点が上げられました。

○　在宅での介護が困難な認知症の方がわかる新たな基準を設けてはどうか。

○　申込書では自宅にいることになっているが、入所事前連絡の電話をしたら、病院や施設に入所していたこともあるので、最新の情報を得られるようにして欲しい。

○　待機者名簿の配られる頻度は、４か月ごとでは少ない。

○　入所調整名簿に掲載されている方で、どこかの施設（区外）に入所した場合、その情報を提供してもらえると、不必要な連絡をすることもなく効率化が図れる。

○　待機者名簿が紙文書で各施設に提供されている。それを各施設でパソコンに入力し直しているので、名簿情報が電子データで提供されると、事務の効率化を図ることができる。

５　待機者分析のまとめ

これまで述べてきた「入所待機者のアンケート調査」、「特別養護老人ホーム（施設長、入所相談担当者）へのアンケート・区内の特別養護老人ホームへの聞き取り調査」の２つの調査結果や「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析を総合的にまとめると以下のようになります。

(1)　入所の実態

①　新宿区では、優先入所システムに基づき、必要性の高い人から優先的に入所してもらうための入所調整を行っています。このシステムは、施設側、待機者側双方から公平な制度と評価され、「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析からも、入所調整基準表の高い点数の人から優先的に入所が行われていることがわかります。

②　入所時の要介護度は、要介護４と要介護５が入所者の８０．７％で、入所調整の点数は６１点以上が９０．３％を占め、３０点台、５０点台ではほとんどいません。

③　入所に至るまでの実態では、優先入所システムによる入所の必要性が高い待機者に事前連絡をしているにもかかわらず、事前連絡した件数のうち、区内特養では約半数が、区外特養では６０％が入所に至っていません。

④　施設側が断った理由は、「インスリン注射、透析、点滴の管理などの医療処置に対応できない」が最も多くなっています。また、区内特養には、区が医療的介護の取組みにかかる人件費分を助成しており、「胃ろう、ストマ、じょくそう」には対応できるとしていますが、医師、看護師の人員配置上の問題もあり、施設で対応ができるのは、基本的に定員の１割程度となっています。

　このように、優先入所システムにより、入所の必要性が高い方であっても、特別養護老人ホームは医療施設でないため、医療の必要性の高い方は入所できないことが分かります。

⑤　待機者側が断った理由は、「もう少し在宅で介護できる」、「入所するのは可哀そう」などで、実際に入所の段階になると、入所に迷う家族も多く見受けられます。

⑥　申込みから入所までの待機期間は、多くの施設で事前連絡から入所までに要している１～３か月の手続き期間を含めても、入所した人のほぼ半数近くが１年以内となっています。入所申込み時に入所調整の点数が７１点以上の場合は、ほぼ半数近くが半年以内の待機期間で入所しています。

⑦　「入所待機者のアンケート調査」結果の分析から、「真に入所が必要な人」は、医療処置除外者で客観的優先度が要介護３以上とした場合は、おおよそ申込者のうち２１．１％と推計されます。これは、これまで優先入所システムにより入所申込みした総件数の５，０２４人のうち、入所者数１，１９３人（２３．７４％）の割合とも、概ね合致するものです。

以上のように今回の調査によって、区内特養・区外特養を問わなければ優先入所システムに基づいて特別養護老人ホームへの入所の必要性の高い人が優先的かつ適切に入所していることが明らかになったといえます。

⑵　待機者の実態

①　入所申し込み時点での要介護度は、要介護３・４・５の中重度が多く、２年以上の長期間となると、要介護２・３が多くなります。

②　入所申込み時点での入所調整の点数は、61 点～７０点台が一番多くありますが、50 点以下の点数も多くあります。長期間の待機者では、入所調整点数５０点以下の割合が高くなる傾向があります。
　このように、待機期間の長い待機者は優先入所システムにより入所の必要性が低いと判断されたことが主な要因であることが分かります。

③　「入所待機者アンケート調査」によると、２年以上の待機者は区内特養のみを希望している割合が多いことが分かります。

④　入所の申込み理由は「自宅での介護を続けることが困難であり、自宅での生活に限界を感じている」が多い一方、「今は自宅で生活できているが、将来は自宅での介護が難しくなり施設に入所しなければならないかもしれない」等の将来への不安から申込みをする方も多くいます。これは、「特別養護老人ホーム入所申込者情報」の分析結果によると、入所申込時の「入所調整の点数が 50 点以下」が申込者の３２．８％を占め、また要介護１・２の方が約３０％を占めることからも裏付けられます。

⑤　「入所待機者のアンケート調査」によると、必要性の高い方が優先的に入所する入所調整システムについての認知度について尋ねたところ、「知っていた」が７２．８％にもいるにも関わらず、今すぐに入所が必要でない方が入所申込みしている実態は将来への不安の高さを示すものと考えられます。

このように将来への不安による申込みが少なからずあり、待機者の４割は、自宅（在宅）で生活していることから、介護が必要になっても自宅での生活が継続でき、かつ自宅での生活の不安を解消する相談体制や在宅サービスの一層の整備・充実が必要といえます。

第５章　待機者への支援

今回の調査研究によって、優先入所システムに基づいた特別養護老人ホームへの入所は、必要性の高い人が優先的かつ適切に入所していることが明らかになったといえます。

一方で、多くの区民が「必要な時に入所できない」、「待機期間が長期期間にわたる」などと思い、すぐには入所する意思がない方も特別養護老人ホームの入所申込みをしている事例も少なからずあることが分かりました。

このような、いわば特別養護老人ホーム入所に関しての不安や誤解を払拭し、住み慣れた地域・住居で安心して生活ができ、入所が必要な人が必要に応じて入所できるようになるためにはどのような支援が重要であるか、そのための課題は何か、検討会で考察を重ねたことをまとめ、本報告のしめくくりとします。

１　申込者・待機者の不安を解消する適切な相談・支援の強化

特別養護老人ホームの入所申込書は、すぐに入所できないという不安から、手続きだけでも早めに、と提出されているケースもあります。今すぐに入所が必要でない人の入所申込みに対して、その原因となっている不安を払拭するために、区がこれまで以上に入所申込み時の相談・支援を強化する必要があります。

(1)　入所申込み受付時の相談機能の強化

◆　本調査研究では「真に入所が必要な人」の大半は１か月から１年以内で入所していることが分かりました。一方、入所調整の点数の低い方は、優先入所と判断される点数（介護等がより必要な状態）にならなければ入所できません。また、医療の必要性の高い方も入所できません。さらに区内の施設のみを希望する場合は待機期間が長くなることがあります。

入所申込みを受け付ける高齢者総合相談センターにおいては、このような事実について、入所申込者に対して懇切丁寧かつ適切に説明する必要があります。

◆　同時に、入所申込者の在宅生活を過ごす上での課題等を明らかにし、「地域包括ケア」の視点からの相談・支援を行う必要があります。

◆　待機者の現在の居場所（Ｐ75 第４章の２「待機者の実態について」参照）は、自宅についで多いのは医療機関となっていますが、施設側の調査でも明らかなように医療の必要性が高い人は、入所が困難であることが実情です。入所の申込みを受け付けるにあたっては、特別養護老人ホームは医療施設ではなく、生活施設であることを理解してもらい適切なサービスにつなげることが重要です。

◆　施設アンケートによると、入所の順番が来た申込者に施設側が連絡を入れてから、実際の入所まで３か月近く要している例も多くみられます。その原因の一つに親族間の合意形成や必要書類などの準備が不足していることが上げられています。入所調整の点数が高い人の申込みを受け付けた際には、こうした点も申請者に伝え、よりスムーズな入所に繋がるような入所相談が重要です。

⑵　優先入所システムの運用改善

◆　特別養護老人ホームに入所するための優先入所システムについては、施設側の指摘も踏まえ、入所申込みから速やかに入所できるように、例えば、待機者名簿の頻度を４か月毎から短縮し、その情報を電子データで提供するなどの事務改善を行い、公正・公平なシステムの運用を図っていく必要があります。

◆　また、在宅での介護が困難な認知症の方について、必ずしも介護の困難度が入所調整の点数に反映されていないという実態も見受けられます。このため、認知症の状態・介護の困難度がより的確に反映されるよう、入所調整基準の見直しを検討する必要があります。

◆　入所待機中の高齢者に対しては、高齢者総合相談センターが待機中の状況変化等を定期的に把握し、必要に応じて適切な相談・支援につなげていくことも必要です。そのためには、優先入所システムが高齢者総合相談センターの主要業務である包括的・継続的ケアマネジメント支援や総合相談業務のための有効なツールとして活用されることが重要です。

⑶　区民の不安や誤解の解消

◆　区民に対しては、本調査研究で明らかになった特別養護老人ホームの入所実態を広く周知し、特別養護老人ホーム入所に際しての不安や誤解の解消を図る必要があります。

２　介護が必要になっても安心して自宅での生活が継続できるための支援

⑴　地域包括ケアの推進

◆　昨年実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」においては、一般高齢者は約７割、在宅サービス利用者は約８割の方が、介護が必要になっても在宅での生活を続けたいと回答しています。

◆　施設サービスと在宅サービスを介護報酬（給付額）で比較すると（第２章 4-特別養護老人ホームの基盤整備参照）施設サービスのコストがかなり高いことが分かります。この介護報酬に関わるコストは被保険者の保険料、利用料の負担増に影響します。また、特別養護老人ホームの整備にあっては、１ベッドあたり１千万円弱の公費負担（平成 23 年度現在）があります。これらのことは、介護保険制度の持続性の観点のみならず社会保障財源の配分全体からも考慮すべき点です。

◆　介護保険制度の持続性を担保しつつ区民の安心に応えるためには、介護が必要になっても在宅生活の継続を支援し、在宅生活が困難になった方のセーフティネットとしての特別養護老人ホームの役割・機能が求められています。

◆　新宿区は平成 23 年 10 月に作成した「新宿区高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」（素案）で、地域包括ケアのさらなる推進を基本的な考え方に据えています。

　在宅生活の継続を支援するためには、「医療との連携、介護サービスの充実、予防の推進、多様な生活支援サービスの確保と権利擁護、高齢期になっても住み続けられる高齢者の住まいの整備」という５つの視点での取り組みを包括的（適切なサービスの組み合わせ）、かつ継続的（切れ目のないサービス提供）に行う「地域包括ケア」を推進していく必要があります。

⑵　在宅サービスの充実

◆　第５期介護保険事業計画では在宅生活の継続に必要な様々なニーズに対応して選択できる、以下のような在宅サービスの整備・充実を行う必要があります。

- ２４時間体制で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備
- 通いを基本とし、利用者の状態に対応し、泊り・訪問サービスを組み合わせて提供する「小規模多機能型居宅介護」の整備
- 介護者のレスパイト（休養）につながる「ショートステイ」の整備
- 在宅での介護が困難な認知症高齢者のための「認知症グループホーム」の整備

◆　特に、医療の必要性の高い方が安心して在宅生活を継続できるように、退院して在宅生活に戻る場合や在宅で医療が必要になった場合、在宅での看取りを考えた場合などに、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどと連携した総合的な支援により、在宅療養を支える必要があります。

◆　そのためには、地域包括ケアの中心的な相談機関であり、サービスコーディネート機関でもある高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の機能強化を通じ、利用者ニーズに適切に対応した相談・サービスの調整を行う必要があります。

　また、積極的に地域に出向き、きめ細やかに相談に応じ、介護が必要になった場合や将来への不安の解消に努めなければなりません。

◆　このような支援のほか、区内各地で行われているボランティアによる会食方式の食事サービス、地域での自主的な活動を通じた見守りなど、区民同士が支え合う、高齢者を見守り・支え合う地域づくりも重要です。

３　特別養護老人ホームの整備のあり方

⑴　待機者数の推移を踏まえて

◆　特別養護老人ホーム待機者数の推移は、特別養護老人ホームが新設される時期に合わせて待機者が増加するという傾向を示し、特別養護老人ホームの整備が待機者の解消には、必ずしもつながっていません。本調査研究でも明らかになったように、待機者の解消のためには将来への不安を払拭し、在宅生活の継続を支援することが重要です。

◆　一方で特別養護老人ホームは、将来の不安を払拭するため、在宅生活が困難になった方のセーフティネットとして、引き続き整備する必要があります。

⑵　在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして

◆　今後の特別養護老人ホームの整備については、高齢者数や要介護認定者数の増加に対応し、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして十分に機能する適切な整備数を検討する必要があります。

◆　また、入所申込者のうち「真に入所が必要な人」が、入所を必要としたときに待機の期間をできるだけ短縮し、なるべく早く入所できることを目標に、整備数を検討する必要があります。
　さらに、整備を行う際には、特別養護老人ホームを建設する用地の確保がきわめて困難なため、公有地の活用による計画的な整備が必要です。

⑶　特別養護老人ホームのあり方をめぐる今後の議論として

◆　近年の特別養護老人ホームは、「胃ろう、ストマ、じょくそう」等の医療処置や、入所調整により入所者の介護度が重度化していることへの対応が求められます。施設介護職員の労働環境という側面でみると、職員の大変さや困難さが一層増していると言えます。

◆　平成 24 年施行の法改正により、定められた研修を受け、医師の指示の下に行われる場合は「介護福祉士によるたんの吸引や胃ろう等経管栄養の実施」が可能になるため、医療の必要性の高い方の入所についても、制度面での条件整備は進みます。

　しかし、特別養護老人ホームは本来、医療施設ではなく、生活施設であるため、医療の必要性の高い方をどこまで受け入れられるのかという点については、介護従事者の負担増や夜間帯の医療従事者の配置など課題があります。

　今後は、こうしたことを踏まえ、医療機関との役割区分、介護保険施設それぞれの機能・役割等を検討したうえで、医療の必要性の高い方の入所についての議論が必要です。

◆　「入所待機者のアンケート調査」によると特別養護老人ホームへの申込み決定者は、本人以外の家族・親族が大半を占めていることから、介護者の負担軽減という側面も特別養護老人ホームの重要な役割であることが分かります。

◆　一方で、利用する方のこれまでの生活の継続や人間としての尊厳の重視という観点から、例えば、介護保険法に基づく特別養護老人ホームの指定基準の基本方針にあるように「可能な限り居宅における生活への復帰」の可能性を追求する必要もあります。さらに、一つのベッドを何人かで分け合い、1 年間の中で在宅と近くにある施設を行き来するなど、必要に応じて在宅サービスと施設サービスを相互に利用するなど、在宅生活を支えるという特別養護老人ホームの役割も求められます。

資　料　編

１　入所指針・利用申込書・基準

新宿区介護老人福祉施設入所指針

１　目的

この指針は、介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所希望者が特に多い新宿区立施設及び新宿区（以下「区」という。）が建設費を助成した施設の入所について、入所の必要度の高い者から入所できるよう、入所決定に関する手続き及び基準を明示し、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な施設入所の実施に資することを目的とする。

２　入所調整対象者

入所調整対象者は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項の認定を受け要介護区分が１から５と認定された者（以下「本人」という。）のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

３　入所の申し込み

入所の申し込みは、新宿区介護老人福祉施設利用申込書（以下「申込書」という。第１号様式）に記入の上、原則として本人、本人の家族又は本人の居宅介護支援計画を作成している介護支援専門員、本人に係わっている者等（以下「申込者」という。）が行なうものとする。

（２）申込書は、直近過去３か月分のサービス利用票の写しを添えて、高齢者サービス課長に提出するものとする。

（３）申し込みの有効期間は、申込日から１年間とする。

４　入所申し込みの受付

高齢者サービス課長は、入所申込書を受け付ける際に、申込者との面接相談を行い、入所希望者調査票（以下「調査票」という。第２号様式）を作成するとともに、入所順位の決定方法等入所までのしくみについて説明を行なうものとする。

（２）　申込者は、前項の説明内容を了承した場合、申込書同意書欄に、署名するものとする。ただし、申込者が本人又は親族以外の場合は、説明内容を本人又は親族に確認し署名をもらうものとする。

（３）　申込者は、入所対象者の現況が申し込み日以降変化した場合、高齢者サービス課長に申し出るものとする。

５　入所の必要性を判断する基準

入所の必要性を判断する基準（以下「入所調整基準」という。）は、別表に掲げるものとする。

6　優先順位名簿の作成

高齢者サービス課長は、調査票の記載内容について、入所調整基準に基づき得点を付し、その得点の順に優先順位名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

（２）　名簿は４か月に１回作成しその間固定する。全施設へ男女別の名簿を送付する。

（３）　名簿の有効期限は、新たな名簿が施設に送達された前日とする。

（４）　入所対象者の現況変化の申し出があった場合、５の基準に基づき得点の変更を行い、次の期間の名簿に反映させるものとする。

7　優先入所システム協議会

区は、適正な入所が図られるよう、優先入所システム協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

8　入所決定委員会

施設長は、入所者を決定するために、合議制の委員会又は会議（以下「委員会」という。）を設置し、施設の入退所に的確に対応できるよう、あらかじめ開催方法や頻度について定めておかなければならない。入所者の決定は、名簿と入所を予定しているベッドの特性等に基づき入所決定委員会を経て施設長が決定する。なお、委員会は、審議の内容を議事録として作成し２年間保管しなければならない。

9　特例入所

次に掲げる場合においては、優先順位によらず、入所決定委員会にかけ入所を決定することができる。

(1) 措置入所に該当する場合

(2) 天災、火災等緊急に入所が必要な場合

(3) 入所者が一定期間入院し再入所する場合

10　情報公開

区は、入所調整基準に基づく得点について、申込者に説明を行なうものとする。また施設は、入所決定委員会の決定事由について、申込者より説明を求められた場合、これに応じるよう努めなければならない。

11　その他

福祉居住型の施設に関する入所基準については、別に定める。

附　則

この指針は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

第1号様式(3関係)

新宿区　介護老人福祉施設利用申込書

介護老人福祉施設長　あて

平成　　年　　月　　日

申請者	フリガナ		入所希望者との続柄	
	氏　名			
	住　所	〒		
	連絡先	自宅(　　)　　－	職場(　　)　　－	
	※すべての連絡・送付先は、申請者宛になります。確実に連絡できるところをお書きください。			
入所希望者	フリガナ		生年月日	明治　大正　昭和　　年　　月　　日(　　歳)
	氏　名		性別	男　　・　　女
	住　所	〒		
	連絡先	電話番号(　　)　　－		
介護者	フリガナ		生年月日	明治　大正　昭和　　年　　月　　日(　　歳)
	氏　名			
	同別居の区分	(1)同居している。　(2)別居している。	入所希望者との続柄	
		住　所		
		連絡先	電話番号(　　)　　－	
※希望する老人ホームは慎重にお選びください。				
希望する老人ホーム	第1希望		第2希望	第3希望
入所希望理由				
経済状況	年金　なし　・　あり（月約　　万円）　生活保護を受給　している　していない			
現在の状況	(1)自宅で一人で暮らしている　(2)自宅で家族と暮らしている　(3)施設や病院に入っている			
施設、病院利用状況	※(3)の方のみ下記を記入してください。			
	利用している施設病院名		電話(　　)　　－	
	施設・病院の所在地			
	施設・病院の種類	□ 一般病棟　□ 特別養護老人ホーム　□ ケアハウス □ 療養型病床群　□ 老人保健施設　□ グループホーム □ 養護老人ホーム　□ その他(　　)		
	入所・入院期間	平成　　年　　月から平成　　年　　月まで		
介護支援専門員(ケアマネージャー)	氏　名		電話番号(　　)　　－	
	事業所名			
	事業所所在地			
同意書	私は、入所申し込みに際し、入所申し込みから入所契約までの手続き及び入所順位の決定方法について説明を受けました。基準の基づいた点数を付けるため私の認定調査の内容を確認すること、この申込書及び調査票の内容を、希望する各老人ホーム,高齢者総合相談センターに報告することに同意します。 平成　　年　　月　　日　　入所希望者氏名			

新・再

第2号様式(6関係)

入所希望者調査票　※職員が聞き取りで記入(記入者:　　)

生年月日	明治　大正　昭和　年　月　日　　(　歳)	被保険者番号	0 0 0 0
要介護度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	要介護認定期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
身体の状況	障害高齢者自立度 ： 自立　J1　J2　A1　A2　B1　B2　C1　C2　　(※システムで確認) 移動:　歩行(自立　伝い歩行　介助)　杖(有　無)　歩行器　車椅子(自走　介助)　転倒可能性(有　無) 排泄:　自立　介助　ポータブル　おむつ　パット　普通の下着 食事:　自立　介助(見守り　一部介助　全介助)　主食(常食　全粥　分粥)　副食形態(常食　軟食　刻食　ミキサー食) 入浴:　一般浴　介助浴		
認知症の状況	認知症高齢者自立度 ： 自立　Ⅰ　Ⅱa　Ⅱb　Ⅲa　Ⅲb　Ⅳ　M　　(※システムで確認) 認定調査1次判定結果第3群の8,9、第4群、第5群の4における「ある」「ときどきある」の該当項目数(　　個) ※転入直後、区外の方は点数がつきません 周辺症状:　徘徊　せん妄　幻覚　不潔行為　乱暴行為　昼夜逆転　興奮 その他(　　)		
医療の状況	医療的ケア等 (1)経管栄養　(2)胃ろう　(3)酸素療法　(4)インスリン　(5)ストマ　(6)留置カテーテル (7)その他(　　)　(8)現在治療中の病気(　　)		
介護者の状況	(1)　介護者がいない。(区内に親族がいない) (2)　介護者が70歳以上の高齢者である。 (3)　介護者が複数の人を介護している。(どなたの介護を　　その方の状況　　) (4)　介護者が障害者あるいは要支援以上である。(障害　　介護度　　) (5)　介護者が就労中である。 (6)　介護者が病弱である。 (7)　介護者が就学前の子の育児中である。		
在宅サービス利用状況	※在宅の方のみ記入してください。 介護保険で在宅サービスを　　・ 利用している　　・ 利用していない ＊ 利用している方は、申し込み月の直近3か月分のサービス利用票別表の写しを提出してください。 それをもとに、サービス利用状況を把握します。 支給限度基準額とサービス利用額の単位割合(3か月の平均) 8割以上　6割以上～8割未満　4割以上～6割未満　2割以上～4割未満　2割未満		
介護期間	初めて要介護1以上になった有効期間開始日 ※最近転入した方はその日からになります。 ※区外の方は点数はつきません。	平成　年　月　日	
特別事情	(1) 居住環境が劣悪(住宅改修が困難等)なため、在宅サービスが利用できない。 (2) 本人がサービスを拒否しているため、在宅サービスが利用できない。 (3)「介護者の状況」で該当する項目がないが、介護が困難な状況がある。 (4) 遠方の特別養護老人ホームに入所中だが、事情があり近隣の施設の入所を希望する。 ※(1)、(2)は現在、在宅生活をしている方で、在宅サービスの利用ができない方を対象にした項目です。 ※(3)は「介護者の状況」で該当する項目がない方を対象にした項目です。		
その他			

（別表）

入所調整基準表

本人の状況

（1）要介護度（最高点40点）

要介護度	5	4	3	2	1
評価点	40	35	30	10	5

＊基準日（9月末、1月末、5月末）現在の要介護度

（2）本人の年齢（最高点5点）

年齢	90歳以上	80歳以上90歳未満
評価点	5	2

＊基準日（9月末、1月末、5月末）現在の年齢

（3）認知症等に伴う周辺症状の有無（最高点5点）

周辺症状	「ある」の項目が6以上	「ある」の項目が1～5
評価点	5	2

＊周辺症状は、要介護認定調査1次判定結果第3群の8・9、第4群、第5群の4の調査による「ある」「ときどきある」の項目の数で判定する。

介護者の状況

（4）介護者の状況（最高点15点）

状況	いない	高齢	障害者	複数介護	病弱	就労中	育児中
評価点	15	10	10	10	7	7	7

・「介護者がいない」とは介護にあたる者がまったくいない場合をいう。
・「介護者が高齢」とは、介護者の年齢が入所申し込み現在70歳以上の者をいう。
・「介護者が障害者」とは、身体障害者手帳の所持者及び介護者が要支援以上の判定を受けている場合をいう。
・「介護者が病弱」とは、通院治療している場合をいう。
・「介護者が就労中」とは、自営、フルタイム勤務、パート勤務の場合をいう。
・「介護者が育児中」とは、小学生未満の乳幼児を養育している場合をいう。
＊2項目以上に該当する場合は、点数の高い項目の点数とする。（合算はしない。）

（5）在宅サービス利用状況の評価（最高点10点）

利用割合	8割以上	6割～8割	4割～6割	2割～4割	2割未満
評価点	10	8	6	4	2

＊在宅サービスの利用割合は、直近3か月分のサービス利用票別表の、支給限度基準額とサービス利用額の単位の割合とする。
＊医療機関、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム等に入院、入所している方については、この項目を8点とする。（現在、特別養護老人ホームを利用している方は、この項目の点数はつかない。）

（6）在宅介護期間（最高点10点）

年数	2年以上	1年以上2年未満	1年未満
評価点	10	7	5

＊「在宅介護期間」とは、要介護1以上の認定を受けてから現在までの期間とする。

（7）特別な事情（最高点10点）

該当する事由	評価点
・居住環境が劣悪（住宅改修が困難等）なため、在宅サービスが利用できない。	5
・本人がサービスを拒否しているため、在宅サービスが利用できない。	5
・「介護者の状況」で該当する項目がないが、介護が困難な事由がある。	5
・遠方の特別養護老人ホームに入所中だが、事情があり近隣の施設入所を希望。	5

（8）同順位の場合の取り扱い

総得点数が同点の場合、①要介護度の高い人②年齢が高い人の順に名簿の上位者とする。

新宿区特別養護老人ホーム入所申込者に関する調査

【ご回答にあたってのお願い】

1　このアンケートに回答いただきたい方

できる限り、入所申込者（封筒のあて名の方）がご回答ください。

ただし、入所申込者による回答が難しい場合は、ご家族の方などが代わりにご回答くださいますようお願いいたします。

2　回答の方法

平成23年7月1日現在の状況についてご回答ください。

回答は、あてはまるものの番号に○をつけてください。○の数は、それぞれの質問の指示に従ってください。

回答が「その他」にあたる場合は、カッコ（　　）の中に具体的な内容をご記入ください。

3　返信の方法

同封のうす緑色の返信用封筒（切手不要）にご記入いただいた調査票を入れ、平成23年8月12日（金）までにご返送ください。

※返信していただくのはうす緑色の書類（調査票・返信用封筒）です。

4　返送いただいた回答について

調査票にはお名前を書いていただく必要はありません。また、回答の内容はすべて統計的に処理をしますので、個人が特定されることは決してありません。そのため、回答により皆様それぞれの入所申込みに影響が出ることは一切ありません。調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

〔アンケートに関するお問い合わせ先〕

新宿区福祉部介護保険課推進係　担当：砂田・舟木

〒160-8484　新宿区歌舞伎町一丁目４番１号

電話　03-5273-4212（直通）

◆　このアンケートは、平成23年5月31日現在の情報（申込状況）に基づいてお送りしています。

ご本人（入所予定者）が何らかの事情によりご不在で、ご家族の方などが代わりに回答することも難しい場合は、次のいずれにあたるかをお答えいただき、そのまま同封の封筒で調査票を返送してください。（あてはまる番号１つに○）

1．特別養護老人ホームに入所した
2．申し込みを取り下げた
3．転居した
4．死亡した
5．その他（　　）

問１　このアンケートを記入してくださっている方はどなたですか。
ご本人（入所予定者）からみた続柄でお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

１．ご本人（入所予定者）
２．配偶者（夫または妻）
３．子供
４．子供の配偶者
５．介護支援専門員（ケアマネジャー）
６．その他（　　）

≪ご本人（入所予定者）のことについておうかがいします≫

問２　ご本人（入所予定者）の性別をお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

１．男性　　２．女性

問３　ご本人（入所予定者）の平成 23 年 7 月 1 日現在の年齢をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

１．64 歳以下
２．65～69 歳
３．70～74 歳
４．75～79 歳
５．80～84 歳
６．85～89 歳
７．90 歳以上

≪ご本人（入所予定者）の心身の状態についておうかがいします≫

問４　ご本人（入所予定者）の現在の要介護認定の状況についてお答えください。（あてはまる番号１つに○）

１．要介護１
２．要介護２
３．要介護３
４．要介護４
５．要介護５
６．要支援１または２
７．その他（　　）

問５　ご本人（入所予定者）の日常生活における活動状況は次のどれにあたりますか。現在の状況に最も近いものをお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

１．日常生活はほぼ自分ででき、一人で外出できる
２．家の中での生活はおおむね自分でできているが、介助なしには外出できない
３．家の中での生活は何らかの介助が必要で、日中も布団・ベッドで生活していることが多いが、座ることができる
４．一日中横になって過ごし、日常生活について介助が必要である

問６　ご本人（入所予定者）は、次のような医療処置を日常的に受けていますか。（あてはまる番号すべてに〇）

１．**特に医療処置は受けていない**
２．経管栄養（胃ろう）
〔腹に穴をあけ管を通し、胃に水分・栄養を流し込む処置〕
３．経管栄養（胃ろう以外）
〔鼻から胃にチューブを通して流動食を入れる処置 など〕
４．気管切開
〔気管を切り開いて管を通し、空気を出し入れして呼吸できるようにする処置〕
５．酸素療法
〔呼吸機能の低下などで、通常より高い濃度の酸素を吸入させる処置〕
６．インスリン注射
〔糖尿病の治療で血糖値を下げるホルモンを注射する処置〕
７．たんの吸引〔たんを機械を使ってからだの外に出す処置〕
８．留置カテーテル
〔排尿が困難でおむつ等では問題が生じる場合に、カテーテルを尿道から入れて固定し、尿を直接外に導き出す処置〕
９．ストーマ
〔お腹に人工肛門・人工膀胱といった排せつ口をつくる処置〕
10．人工透析
〔腎臓がうまく働かないときに、体に管を入れ機械を使って老廃物を体の外に出す処置〕
11．床ずれの処置
〔寝たきりで血の流れが悪くなり皮膚や組織に傷ができた場合、それを保護したり清潔にしたりする処置〕
12．その他の処置
（　　）

問７　ご本人（入所予定者）は、認知症の症状がありますか。（あてはまる番号１つに〇）

１．ある　　２．ない

問８へお進みください

【問７で「１．ある」に〇をつけた方におうかがいします】

問 7-1　症状はどの程度ですか。現在の状況に最も近いものをお答えください。（あてはまる番号１つに〇）

１．何らかの症状はあるが、日常生活はほぼ自分でできる
２．日常生活に多少差し障りがあるが、誰かが注意していれば自分で行動できる
３．日常生活に差し障りがあり、時々介護を必要とする
４．日常生活に大きな差し障りがあり、常に介護を必要とする
５．非常に症状が重く、病院に入院するなどして治療を受ける必要がある

問 7-2　ご本人（入所予定者）は、医師から認知症と診断されたことがありますか。（あてはまる番号１つに〇）

１．ある　　２．ない

≪特別養護老人ホームの入所申込み等についておうかがいします≫

問８　最初に特別養護老人ホームの入所申込みをしてから現在まで、どれくらいの年月がたっていますか。（あてはまる番号１つに○）

１．４年以上	５．６か月以上１年未満
２．３年以上４年未満	６．３か月以上６か月未満
３．２年以上３年未満	７．３か月未満
４．１年以上２年未満	８．わからない

問９へお進みください

【問８で「１」～「３」（2 年以上）に○をつけた方におうかがいします】

問 8-1　最初に特別養護老人ホームの入所申込みをしたときの要介護度をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

１．要介護１	４．要介護４
２．要介護２	５．要介護５
３．要介護３	６．覚えていない

問９　何か所の特別養護老人ホームについて入所申込みをしていますか。（あてはまる番号１つに○）

１．１か所	３．３か所
２．２か所	４．その他（　　）

問 10　どちらの場所の特別養護老人ホームへの入所を希望しますか。（あてはまる番号１つに○）

１．現在の住まいの近くにある施設だけを希望する
２．新宿区内の施設であればかまわない
３．都内の施設であればかまわない
４．都外の施設でもかまわない

問 11　特別養護老人ホームの入所申込みをした理由は何ですか。最もよくあてはまるものをお答えください。（あてはまる番号１つに○）

１．自宅での介護を続けることが困難であり、自宅での生活に限界を感じているから
２．できれば自宅での生活を続けたいが、今のままでは十分自宅での介護を受けられないから（住まいや介護する人の問題があるなど）
３．他の施設に入院・入所中だが、退院・退所の期限があるから
４．他の施設に入院・入所中だが、経済的な負担が大きいから
５．今は自宅で生活できているが、将来は自宅での介護が難しくなり施設に入所しなければならないかもしれないから
６．今すぐ入所する必要はないが、早めに申し込みをしておいた方がよいと思ったから
７．その他（　　）

問 12　特別養護老人ホームの入所申込みを決めた方はどなたですか。「主にこの人の意思で決めた」あるいは「主にこの人の勧めで決めた」という方をお答えください。（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

１．ご本人（入所予定者）→ *問 13(次のページ)へお進みください*
２．家族・親族
３．介護支援専門員（ケアマネジャー）
４．その他（　　）

【問 12 で「２」～「４」のいずれかに○をつけた方におうかがいします】

問 12-1　ご本人（入所予定者）は、特別養護老人ホームへの入所を希望していらっしゃいますか。
（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

１．希望している
２．希望していないが、入所もやむを得ないと思っている
３．希望しておらず、自宅での生活を続けたいと思っている
４．その他（　　）

【問 12 で「２」に○をつけた方におうかがいします】

問 12-2　ご本人（入所予定者）の特別養護老人ホームへの入所について、家族（または親族）で話し合っていますか。
（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

１．日常的によく話し合っている
２．たまに話し合っている
３．あまり話し合ったことはない
４．まったく話し合ったことはない
５．その他（　　）

問 13　特別養護老人ホーム以外で入所申込みをしている施設をお答えください。（あてはまる番号<u>すべてに</u>○）

１．有料老人ホーム
２．認知症高齢者グループホーム
３．軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
４．その他（　　）
５．申込みをしていない

問 14　特別養護老人ホームから、入所できるとの連絡を受けたことがありますか。（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

１．ある
２．ない・わからない → *問 15(11 ページ)へお進みください*

【問 14 で「１．ある」に○をつけた方におうかがいします】

問 14-1　特別養護老人ホームへの入所を辞退したことがありますか。（あてはまる番号<u>１つに</u>○）

１．ある → *問 14-1-1、問 14-1-2（次のページ）へお進みください*
２．ない → *問 14-2(11 ページ)へお進みください*

【問 14-1 で「**1．（辞退したことが）ある**」に〇をつけた方におうかがいします】

問 14-1-1　辞退した理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。（あてはまる番号１つに〇）

1．当面、自宅で生活を続けられるため
2．部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わなかったため
3．費用が高くて負担できないため
4．医療機関に入院中、または入院予定のため
5．介護療養型医療施設に入所した、または入所予定のため
6．有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため
7．本人（入所予定者）が拒否したため
8．家族（または親族）の意見が分かれたため
9．その他（　　）

【問 14-1 で「**1．（辞退したことが）ある**」に〇をつけた方におうかがいします】

問 14-1-2　入所を辞退した後も、入所申込みを取り下げていない理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。（あてはまる番号１つに〇）

1．申込者が多い中、希望したときにすぐ入所できるかわからないから
2．取り下げ後の再申込は不利になると思うから
3．第一希望の施設に入れるまで待つつもりだから
4．取り下げることを忘れていたため
5．その他（　　）

問 14-2　特別養護老人ホームへの入所を施設側から断られたことがありますか。（あてはまる番号１つに〇）

1．ある　　2．ない → *問 15 へお進みください*

差し支えなければ、下の空欄に理由をご記入ください。

問 15　仮に、特別養護老人ホームに入所できるとの連絡があったとしたら、今すぐ入所しますか。（あてはまる番号１つに〇）

1．今すぐ入所する → *問 16（次のページ）へお進みください*
2．第一希望の施設なら入所するが、それ以外なら辞退する
3．今は辞退する

【問 15 で「**2．第一希望～以外なら辞退する**」「**3．今は辞退する**」に〇をつけた方におうかがいします】

問 15-1　辞退する理由は何ですか。最も大きな理由をお答えください。（あてはまる番号１つに〇）

1．当面、自宅で生活を続けられるため
2．部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わないため
3．費用が高くて負担できないため
4．医療機関に入院中、または入院予定のため
5．介護療養型医療施設に入所した、または入所予定のため
6．有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため
7．本人（入所予定者）が拒否しているため
8．家族（または親族）の意見が分かれているため
9．その他（　　）

≪特別養護老人ホーム入所の優先順位についておうかがいします≫

問 16　あなた（入所申込者）は、特別養護老人ホーム入所の優先順位について、要介護度がどれくらいの人を特に優先すべきだと思いますか。最もお考えに近いものをお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

1．要介護１以上の人
2．要介護２以上の人
3．要介護３以上の人
4．要介護４以上の人
5．要介護５以上の人
6．その他
（　　）

特別養護老人ホーム入所優先順位の基準

新宿区は、必要性が高い方から特別養護老人ホームに入所できるよう基準（「入所調整基準表」19 ページ参照）を定めています。

基準は、本人の状況や介護者の状況を客観的に判断するもので、入所申込みがあった場合、基準に従って点数を付けます。この点数の優先順位により入所が決定します。優先順位の名簿は、４か月ごとに更新しています。

問 17　あなた（入所申込者）は、この基準によって入所の優先順位が決まっていることをご存知でしたか。
（あてはまる番号１つに○）

1．知っていた
2．知らなかった

問 18　あなた（入所申込者）は、この基準によって入所の優先順位を決めることについてどう思われますか。（あてはまる番号すべてに○）

1．この基準でよいと思う
2．配点を変更したほうがよいと思う
（具体的に：　　）
3．考慮する項目を追加したほうがよいと思う
（具体的に：　　）
4．その他（　　）

≪暮らしや住まいについておうかがいします≫

問 19　ご本人（入所予定者）の平成 23 年度の介護保険料の段階はどれにあたりますか。

新宿区からお送りしている、「23 年度介護保険料のお知らせ」をご覧の上、あてはまるものをお答えください。
（あてはまる番号１つに○）

1．第１段階（年額 25,800 円、月額 2,150 円）
2．第２段階（年額 25,800 円、月額 2,150 円）
3．第３段階（年額 36,960 円、月額 3,080 円）
※特別対策対象者は年額 25,800 円、月額 2,150 円
4．第４段階（年額 52,800 円、月額 4,400 円）
※特例軽減措置にあたる場合は年額 42,240 円、月額 3,520 円
5．第５段階（年額 57,840 円、月額 4,820 円）
6．第６段階（年額 63,000 円、月額 5,250 円）
7．第７段階（年額 73,320 円、月額 6,110 円）
8．第８段階（年額 73,920 円、月額 6,160 円）
9．第９段階（年額 95,040 円、月額 7,920 円）
10．第 10 段階（年額 116,160 円、月額 9,680 円）
11．第 11 段階（年額 132,000 円、月額 11,000 円）
12．第 12 段階（年額 153,120 円、月額 12,760 円）
13．わからない

問 20　ご本人（入所予定者）は、現在どこで生活していますか。
（あてはまる番号１つに○）

1．自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）
2．病院または診療所（入院中）
3．介護老人保健施設
4．介護療養型医療施設
5．認知症高齢者グループホーム
6．特別養護老人ホーム
7．養護老人ホーム
8．軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
9．有料老人ホーム
10．その他（　　）
11．何の施設かわからない
（施設の名前：　　）

問 21（次のページ）へお進みください

次のページからは、問 20 で「１．自宅（親族等の家に同居している場合・ショートステイ利用中を含む）」に○をつけた方のみお答えください。

問 20 で「自宅以外で生活している（選択肢２～１１）」と回答された方は、以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。

お名前・ご住所等は記入不要です。同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

ここから先は、ご本人（入所予定者）がご自宅にお住まいの方にのみおうかがいします。

問 21　ご本人（入所予定者）は、どなたと一緒にお住まいですか。
（あてはまる番号すべてに○）

1．ひとり暮らし ⟶ *問 22 へお進みください*
2．配偶者（夫または妻）
3．子・孫
4．その他（　　）

【問 21 で「２」～「４」に○をつけた方におうかがいします】
問 21-1　同居している方は全員が 65 歳以上ですか。
（あてはまる番号１つに○）

1．全員が 65 歳以上　　2．64 歳以下の方もいる

問 22　ご本人（入所予定者）は現在、定期的に医師の診療を受けていますか。（あてはまる番号すべてに○）

1．訪問診療を受けている
〔訪問診療…現在の病気やこれまでの病歴などをもとにスケジュールや診療方法を作成し、定期的に自宅に訪問し診療を行うこと〕
2．通院している
3．その他の診療を受けている
（具体的に：　　）
4．特に医師の診療は受けていない

問 23　現在、ご本人（入所予定者）は次のような介護保険のサービスを利用していますか。（あてはまる番号すべてに○）

1．サービスは利用していない
2．訪問介護
〔ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排せつの介助、家事等の支援を行う〕
3．訪問入浴介護
〔訪問入浴車などで家庭を訪問し、浴槽を部屋に運び込んで入浴の介護を行う〕
4．訪問看護
〔看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う〕
5．訪問リハビリテーション
〔理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行う〕
6．居宅療養管理指導
〔医師・歯科医師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う〕
7．夜間対応型訪問介護
〔夜間、家庭に定期的に訪問したり、通報システムによる緊急訪問をしたりする〕
8．デイサービス（通所介護）
〔施設等に通い、食事・入浴等の支援やリハビリを行う〕
9．通所リハビリテーション
〔介護老人保健施設等に通い、医師の管理の下リハビリを行う〕
10．認知症対応型通所介護〔認知症の高齢者を対象とした通所介護〕
11．ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）
〔特別養護老人ホーム等に短期入所し、日常生活上の支援やリハビリテーションを行う〕
12．福祉用具貸与・購入
〔車いす等の福祉用具を貸し出す、または購入費の一部を支給する〕
13．住宅改修
〔手すりの取り付け等の住宅改修費用の一部を支給する〕
14．小規模多機能型居宅介護
〔施設への通所を中心に、ショートステイや家庭へのホームヘルパーの訪問を組み合わせたサービスを行う〕
15．その他（　　）

問 24　ご本人（入所予定者）の介護を主に（一番長い時間）行っているのはどなたですか。（あてはまる番号１つに○）

1．ホームヘルパーなど介護の専門職
2．配偶者（夫または妻）
3．子供
4．子供の配偶者
5．その他の親族
6．その他（　　）
7．介護している人はいない

右のページをご覧ください

【問 24 で「２」～「６」のいずれかに○をつけた方におうかがいします】

問 24-1　ご本人（入所予定者）を主に介護している方の性別をお答えください。（あてはまる番号１つに○）

1．男性　　2．女性

問 24-2　ご本人（入所予定者）を主に介護している方について、次の中からあてはまるものをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

1．70 歳以上である（平成 23 年 7 月 1 日現在）
2．障害者である（障害者手帳を持っている）
3．要支援認定または要介護認定を受けている
4．ご本人（入所予定者）を含め複数の方を介護している
5．病気で通院している（病名：　　）
6．仕事をしている
7．子育て中である
8．ご本人（入所予定者）と別居している
9．あてはまるものはない

以上でアンケートは終了です。
ご協力誠にありがとうございました。

お名前・ご住所等は記入不要です。
同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

※　返信用封筒のバーコード（黒い帯印）は、郵便局が新宿区役所の住所地を読み取るためのものであり、個人を特定するものではありません。

（参考）

入所調整基準表

本人の状況

(1)要介護度(最高点40点)

要介護度	5	4	3	2	1
評価点	40	35	30	10	5

＊基準日(9月末、1月末、5月末)現在の要介護度

(2)本人の年齢(最高点5点)

年齢	90歳以上	80歳以上90歳未満
評価点	5	2

＊基準日(9月末、1月末、5月末)現在の年齢

(3)認知症等に伴う周辺症状の有無(最高点5点)

周辺症状	「ある」の項目が6以上	「ある」の項目が1～5
評価点	5	2

＊周辺症状は、要介護認定調査1次判定結果第3群の8･9、第4群、第5群の4の調査による「ある」「ときどきある」の項目の数で判定する。

介護者の状況

(4)介護者の状況(最高点15点)

状況	いない	高齢	障害者	複数介護	病弱	就労中	育児中
評価点	15	10	10	10	7	7	7

・「介護者がいない」とは介護にあたる者がまったくいない場合をいう。
・「介護者が高齢」とは、介護者の年齢が入所申し込み現在70歳以上の者をいう。
・「介護者が障害者」とは、身体障害者手帳の所持者及び介護者が要支援以上の判定を受けている場合をいう。
・「介護者が病弱」とは、通院治療している場合をいう。
・「介護者が就労中」とは、自営、フルタイム勤務、パート勤務の場合をいう。
・「介護者が育児中」とは、小学生未満の乳幼児を養育している場合をいう。
＊2項目以上に該当する場合は、点数の高い項目の点数とする。(合算はしない。)

(5)在宅サービス利用状況の評価(最高点10点)

利用割合	8割以上	6割～8割	4割～6割	2割～4割	2割未満
評価点	10	8	6	4	2

＊在宅サービスの利用割合は、直近3か月分のサービス利用票別表の、支給限度基準額とサービス利用額の単位の割合とする。
＊医療機関、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム等に入院、入所している方については、この項目を8点とする。(現在、特別養護老人ホームを利用している方は、この項目の点数はつかない。)

(6)在宅介護期間(最高点10点)

年数	2年以上	1年以上2年未満	1年未満
評価点	10	7	5

＊「在宅介護期間」とは、要介護1以上の認定を受けてから現在までの期間とする。

(7)特別な事情(最高点10点)

該当する事由	評価点
・居住環境が劣悪(住宅改修が困難等)なため、在宅サービスが利用できない。	5
・本人がサービスを拒否しているため、在宅サービスが利用できない。	5
・「介護者の状況」で該当する項目がないが、介護が困難な事由がある。	5
・遠方の特別養護老人ホームに入所中だが、事情があり近隣の施設入所を希望。	5

(8)同順位の場合の取り扱い
総得点数が同点の場合、①要介護度の高い人②年齢が高い人の順に名簿の上位者とする。

新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート調査
アンケート調査票①

施設名等をご記入ください。

施設名		
回答者氏名 及び役職名		

【回答の基準日】
特にことわりのない場合、平成 23 年 8 月 1 日現在の状況についてご回答ください。また、「過去１年間」とは、平成 22 年 7 月～平成 23 年 6 月の期間を指します。

Ⅰ．過去１年間の新宿区民の入所状況について

問１　過去１年間に入所した新宿区民全員について、以下の各項目を別添「アンケート調査票②」（エクセル）にご記入ください。
※氏名の入力は不要です。

1. 入所年月日
2. 申請者（選択式）
3. 入所連絡（声かけ）から入所までかかった日数
4. 入所時の年齢
5. 入所時の要介護度（選択式）
6. 入所（申請）理由（選択式）
7. 待機期間（選択式）
8. 待機場所（選択式）

問２　過去１年間の入所連絡（声かけ）の状況についてご記入ください。
※新宿区民についてのみお答えください。

1 入所連絡した件数	＿＿＿件
2 入所連絡した件数のうち、入所した件数	＿＿＿件
3 入所連絡した件数のうち、入所に至らなかった件数	＿＿＿件

問２－１　問２で入所に至らなかった件数のうち、施設から入所をお断りしたことがありますか。お断りしたことがある場合、その理由は何でしたか。
（1、2 のどちらかに○、2 の場合は該当する理由の欄に件数をご記入ください）

1　施設から入所を断ったことはない
2　施設から入所を断ったことがある

（2 の場合、断った理由）

ア．医療処置が対応できないため	＿＿＿件
イ．行動上の障害や精神症状などがあるため	＿＿＿件
ウ．その他（　　）	＿＿＿件

問２－２　施設から入所をお断りする際の基本的な考え方をご記入ください。

問２−３　問２で入所に至らなかった件数のうち、申請者から入所を辞退されたことがありますか。辞退されたことがある場合、その理由は何でしたか。
（1、2 のどちらかに○、2 の場合は該当する理由の欄に件数をご記入ください）

1　申請者から入所を辞退されたことはない	
2　申請者から入所を辞退されたことがある	

（2 の場合、辞退の理由）

ア．当面、自宅で生活を続けられるため	＿＿＿件
イ．部屋の種類（ユニット型個室・多床室など）が希望に合わなかったため	＿＿＿件
ウ．費用が高くて負担できないため	＿＿＿件
エ．医療機関に入院中、または入院予定のため	＿＿＿件
オ．介護療養型医療施設に入所した（入居予定）のため	＿＿＿件
カ．有料老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）・グループホーム等に入居した、または入居予定のため	＿＿＿件
キ．本人（入所予定者）が拒否したため	＿＿＿件
ク．家族（または親族）の意見が分かれたため	＿＿＿件
ケ．その他（　　）	＿＿＿件

Ⅱ．貴施設について

問３　過去５年間の平均入所年数はどのくらいですか。
※新宿区民かどうかは問いません。施設全体としてお答えください。

＿＿＿＿ 年 ＿＿＿＿ か月くらい

問４　過去５年間の年度別退所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、別添「アンケート調査票②」（エクセル）にご記入ください。

問５　過去 1 年間の月別の入所者数、入所者数のうち入院中の方の数、稼働率（施設の定員を入力すると、自動計算します）を、別添「アンケート調査票②」（エクセル）にご記入ください。
※新宿区民かどうかは問いません。施設全体としてお答えください。

問６　現在の年齢別入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、別添「アンケート調査票②」（エクセル）にご記入ください。

問７　現在の要介護度別の入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）を、別添「アンケート調査票②」（エクセル）にご記入ください。

以上でアンケートは終了です。
ご協力誠にありがとうございました。

アンケート調査票②

問4

問4　過去5年間の年度別退所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）をご記入ください。

年度	新宿区民	新宿区民以外	合計
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
合計			

新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート調査　　アンケート調査票②

問1

【6. 入所(申請)理由の選択肢】
理由① 自宅での介護を続けることが困難になり、自宅での生活に限界を感じていたから
理由② できれば自宅での生活を続けたかったが、このままでは十分に自宅での介護を受けられなくなると判断したから(住まいや介護者の問題があるなど)
理由③ 他の施設に入院・入所中だったが、退院・退所の期限があったから
理由④ 他の施設に入院・入所中だったが、経済的な負担が大きかったから
理由⑤ 自宅で生活できていたが、将来は自宅での介護が難しくなり施設に入所しなければならないかもしれないと思ったから
理由⑥ すぐ入所する必要はなかったが、早めに申し込み先しておいた方がよいと思ったから
理由⑦ その他

	氏名（入力不要）	1. 入所年月日	2.申請者	3. 声かけ～入所の日数	4. 年齢（入所時）	5. 要介護度（入所時）	6. 入所(申請) 理由	7. 待機期間	8. 待機場所
入力方法	作業の 補助として氏名を入力した 場合は、作業終了後、必ず消去してください。	「2010/10/01」のように西暦(スラッシュ区切り)で日付を入力すると、自動的に和暦で表示します。	プルダウンメニューから、該当する選択肢を1つ選んでください。	「15」のように数字だけを入力すると、「15日」と表示します。	「80」のように数字だけを入力すると、「80歳」と表示します。	プルダウンメニューから、該当する選択肢を1つ選んでください。	プルダウンメニューから、該当する選択肢を1つ選んでください。	プルダウンメニューから、該当する選択肢を1つ選んでください。	プルダウンメニューから、該当する選択肢を1つ選んでください。
選択肢			1. ご本人(入所予定者) 2. 配偶者(夫または妻) 3. 子供 4. 子供の配偶者 5. 介護支援専門員 6. その他			1. 要介護5 2. 要介護4 3. 要介護3 4. 要介護2 5. 要介護1 6. 要支援1または2 7. その他	上記参照	1. 4年以上 2. 3年以上4年未満 3. 2年以上3年未満 4. 1年以上2年未満 5. 6か月以上1年未満 6. 3か月以上6か月未満 7. 3か月未満 8. わからない	1. 自宅 2. 病院または診療所(入院中) 3. 介護老人保健施設 4. 介護療養型医療施設 5. 認知症高齢者グループホーム 6. 特別養護老人ホーム 7. 養護老人ホーム 8. 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む) 9. 有料老人ホーム 10. その他 11. 何の施設かわからない
記入例	新宿　太郎	平成22年10月1日	2. 配偶者(夫または妻)	15日	80歳	1. 要介護5	1. 理由①	6. 3か月以上6か月未満	1. 自宅

問1　過去1年間に入所した新宿区民全員について、以下の各項目をご記入ください。

	氏名（入力不要）	1. 入所年月日	2.申請者	3. 声かけ～入所の日数	4. 年齢（入所時）	5. 要介護度（入所時）	6. 入所(申請) 理由	7. 待機期間	8. 待機場所
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート調査

アンケート調査票②

問5

問5　過去1年間の月別の入所者数、入所者数のうち入院中の方の数、稼働率（施設の定員を入力すると、自動計算します）をご記入ください。
※新宿区民かどうかは問いません。施設全体としてお答えください。

年月	入所者 ①	入所者のうち 入院中の方	定員 ②	稼働率 ①÷②
平成22年7月				
平成22年8月				
平成22年9月				
平成22年10月				
平成22年11月				
平成22年12月				
平成23年1月				
平成23年2月				
平成23年3月				
平成23年4月				
平成23年5月				
平成23年6月				

新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート調査

アンケート調査票②

問6

問6　現在の年齢別入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）をご記入ください。

年齢	新宿区民	新宿区民以外	年齢	新宿区民	新宿区民以外
64歳未満			83歳		
65歳			84歳		
66歳			85歳		
67歳			86歳		
68歳			87歳		
69歳			88歳		
70歳			89歳		
71歳			90歳		
72歳			91歳		
73歳			92歳		
74歳			93歳		
75歳			94歳		
76歳			95歳		
77歳			96歳		
78歳			97歳		
79歳			98歳		
80歳			99歳		
81歳			100歳以上		
82歳			合計		

新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート調査

アンケート調査票②

問7

問7　現在の要介護度別の入所者数（新宿区民と新宿区民以外を区分）をご記入ください。

要介護度	新宿区民	新宿区民以外	合計
要介護5			
要介護4			
要介護3			
要介護2			
要介護1			
その他			
合計			

４　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会設置要綱

新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会設置要綱

平成２３年６月１０日　２３新福介推第５０９号部長決定

（設置）

第１条　新宿区介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所待機者の入所申込み動機、心身の状況、介護状況、待機場所等の実態分析を行い、適切な施設整備計画の策定および在宅生活の継続を図る地域包括ケアを推進するため、新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、次に掲げる事項の検討を行う。

(1)　特別養護老人ホーム入所待機者の調査に関する事項

(2)　特別養護老人ホーム入所者の調査に関する事項

(3)　調査の分析及び課題に関する事項

(4)　報告書に関する事項

（組織）

第３条　検討会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員８人以内をもって組織する。

(1)	学識経験者	２人以内
(2)	特別養護老人ホーム施設長	１人
(3)	特別養護老人ホーム相談員	１人
(4)	介護支援専門員	１人
(5)	高齢者総合相談センター管理者	１人
(6)	高齢者サービス課長	
(7)	介護保険課長	

（任期）

第４条　委員の任期は、平成２４年３月３１日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　検討会は、会長が招集する。
２　検討会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　検討会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２３年６月２８日から施行する。
２　委員の委嘱のための手続きその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

５　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会委員名簿

新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会
委員名簿

1	学識経験者	日本社会事業大学　専門職大学院　福祉マネジメント研究科 教授　新津　ふみ子
2	学識経験者	東洋大学　ライフデザイン学部　生活支援学科 准教授　高野　龍昭
3	特別養護老人ホーム施設長	特別養護老人ホーム新宿けやき園　施設長　杉原　素子
4	特別養護老人ホーム相談員	特別養護老人ホームあかね苑　入所支援課長　大住　優
5	介護支援専門員	㈲ ナイスケア　代表取締役　塩川　隆史
6	高齢者総合相談センター管理者	若松町高齢者総合相談センター　管理者　菅佐原　浩晴
7	高齢者サービス課長	新宿区福祉部高齢者サービス課長　吉田　淳子
8	介護保険課長	新宿区福祉部介護保険課長　峯岸　志津子

６　新宿区特別養護老人ホーム入所待機者実態分析検討会議事内容

回　数	開催日	内　容
第１回	平成２３年 ６月２８日	（１）事業の説明 本事業の概要及び年間予定 （２）新宿区の特別養護老人ホームの現状説明 ア．特別養護老人ホーム利用者数の変化と在宅志向 イ．特別養護老人ホーム待機者数の変化 ウ．優先入所システムによる特別養護老人ホームの入所調整 エ．特別養護老人ホーム基盤整備状況 （３）入所待機者アンケート調査票（案）の検討
第２回	平成２３年 ７月１１日	（１）資料説明 ア．新宿区の人口推計 イ．新宿区の要支援・要介護者数推計 ウ．新宿区民の特別養護老人ホーム（区内・区外）利用状況 （２）調査①入所待機者アンケート調査票（案）の検討 （３）調査②入所待機者の分析項目検討 （４）調査③施設アンケート・聞き取り調査項目の検討
第３回	平成２３年 ７月２８日	（１）資料説明 医療処置者受入一覧表 全国特養待機者実態調査（新聞報道） （２）調査①　特養入所申込者アンケート調査 発送状況 （３）調査②　入所待機者の分析項目検討 （４）調査③　施設アンケート調査の検討
第４回	平成２３年 ９月２６日	（１）新宿区特別養護老人ホーム入所申込者に関するアンケート調査集計結果について （２）新宿区特別養護老人ホーム入所実態アンケート集計結果（暫定）について
第５回	平成２３年 １０月１１日	（１）新宿区特別養護老人ホーム入所申込者に関するアンケート調査クロス集計結果について

回　数	開催日	内　容
第６回	平成２３年 １０月２８日	（１）入所待機者のアンケート調査結果に基づく特養入所優先度（真に入所が必要な人）の集計結果について （２）特別養護老人ホームへのアンケート・聴き取り調査結果について
第７回	平成２３年 １１月１１日	（１）入所待機者のアンケート調査結果に基づく特養入所優先度（真に入所が必要な人）の集計結果について(平成 23 年 11 月 11 日版) （２）入所の実態について （３）特別養護老人ホーム入所申込者情報に基づく待機状況分析について （４）特別養護老人ホームの基盤整備に掛かる費用及び介護報酬（コスト評価）について （５）報告書の構成（案）について
第８回	平成２３年 １２月７日	（１）報告書（案）について
第９回	平成２３年 １２月１６日	（１）報告書（案）について

平成２３年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業　報告書

印刷物作成番号　2011－16－2917
発行年月　平成２３年１２月
編集・発行　新宿区福祉部介護保険課
〒160-8484　新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
電話　5273-4596（直通）

この印刷物は、業者委託により 250 部印刷製本しています。その経費として、１部あたり 588 円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費は含みません。